

兵庫県の社会的養育推進計画

令和2年3月

兵庫県

目 次

1 兵庫県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の内容	2
4 他計画等との関係	2
2 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)	3
1 本県における子どもの権利擁護に係る取組について	3
2 社会的養育推進計画策定への当事者である子ども等の意見聴取について	3
3 国の動向について(「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」より)	3
4 今後の取組	3
3 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組	4
1 兵庫県の現状	4
2 課題	7
3 今後の取組	8
4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	10
1 兵庫県の子どもの人口に占める代替養育を必要とする子ども数	10
2 近年の児童虐待相談対応件数の状況	11
3 こども家庭センターにおける一時保護の状況	11
4 代替養育を現に受けている子ども数の状況	12
5 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数	12
6 代替養育を必要とする子ども数の見込み	14
5 里親等への委託の推進に向けた取組	17
1 兵庫県の里親の状況	17
2 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み	19
3 必要な里親数の算出	20
4 フォスターリング業務の包括的な実施体制の強化	20
5 本県における里親等委託率の数値目標について	23
6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	25
1 特別養子縁組等の推進に向けた県の取組	25
2 国の動向	27
3 特別養子縁組推進のための目標値	27
4 今後の取組	28

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	29
1 施設で養育が必要な子ども数の見込みの推計	29
2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	30
8 一時保護改革に向けた取組	34
1 兵庫県の現状	34
2 課題	36
3 今後の取組	37
9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	39
1 兵庫県の現状	39
2 課題	41
3 今後の取組	41
10 児童相談所の強化等に向けた取組	43
1 こども家庭センターの体制強化の推移	43
2 県における人材確保・育成等に向けた取組	44
3 中核市の児童相談所設置等に向けた取組	46
(参考)	
・ 組織及び管内状況	47
・ こども家庭センター職員等研修体系	49
・ 「兵庫県社会的養育推進計画改定作業部会」委員・外部有識者名簿	50

1 兵庫県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

1 計画策定の趣旨

兵庫県では、国が平成23年7月に取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」を踏まえ、家庭養護を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくという方針に沿って、平成27年度から平成41年度までの「兵庫県家庭的養護推進計画」を策定した。

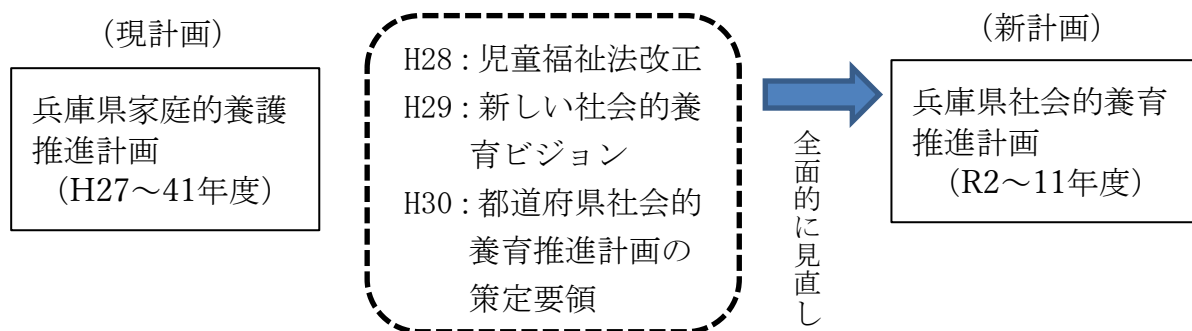
日本は、平成6年に「児童の権利に関する条約」に批准しているが、条約では施設養護の優先度が低く設定されており、国連が日本の社会的養護のあり方に見直しを要求したこと等から、平成28年に児童福祉法の改正が行われた。

改正児童福祉法では、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正され、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。また、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律において、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされた。

これら児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、平成29年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

「新しい社会的養育ビジョン」では、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、里親への包括的支援体制の抜本的強化や子どものニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革に加え、市町における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所・一時保護改革、特別養子縁組の推進、子どもの自立支援等について具体的な取組が示された。里親等委託率については、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内に50%以上を実現することが目標とされている。

これら改正児童福祉法等を受けて、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育されるよう、現在の「兵庫県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、平成30年7月に国から示された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、「兵庫県社会的養育推進計画」を策定した。



2 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10か年

前期：令和2年度～令和6年度

後期：令和7年度～令和11年度

3 計画の内容

(1) 兵庫県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、兵庫県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、兵庫県の実情に応じた取組を推進。

(3) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組

市町の相談支援体制等の整備に向けた兵庫県の支援・取組を盛り込んだ計画、児童家庭支援センターの機能強化等に向けた計画の策定。

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

代替養育を必要とする子ども数、里親等委託が必要な子ども数の見込み。

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

① 兵庫県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）の実施体制の強化に向けた計画の策定。

② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みの推計。

(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画の策定。

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

① 施設で養育が必要な子ども数の見込みの算出。（保護が必要な子どもの行き場がなくなることはないよう、十分な受け皿を確保。）

② 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画の策定。

(8) 一時保護改革に向けた取組

既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数等、一時保護改革に向けた計画の策定。

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画の策定。

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

① 児童相談所職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための具体的な計画の策定。

② 中核市が児童相談所を設置できるよう、兵庫県における具体的な計画の策定。

4 他計画等との関係

「ひょうご子ども・子育て未来プラン（令和2～6年度）」、「兵庫県DV防止・被害者保護計画（平成31～令和5年度）」など関連する計画との整合性を図りながら、施策を推進する。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

平成 28 年の改正児童福祉法では子どもが権利の主体であることが明記され、「新しい社会的養育ビジョン」でも子どもの権利擁護の推進に向けた取組を行うことが明記されている。

そのため、本県における子どもの権利擁護の仕組みの構築に係る取組や、社会的養育推進計画策定への子どもの参画、及び子どもの権利を代弁する方策について検討が必要である。

1 本県における子どもの権利擁護に係る取組について

本県においては、施設に入所する子ども、里親に養育を委託する子どもたちに、「あなたの未来をひらくノート」（以下「権利ノート」という。）を配布し、こども家庭センターの担当職員から、子ども一人ひとりに丁寧な説明を行っている。

権利ノート（※）は、子どもの権利を包括的に定めた国際条約である「児童の権利に関する条約」で規定される「子どもの権利」を基に必要な事項が記載されており、子どもを「保護の対象」ではなく、「権利の主体」として位置づけている。

困った時や安心が脅かされた時に意見表明できるよう、こども家庭センター、行政機関の相談窓口等を明記するとともに、巻末のハガキを投函することで、県児童課あてに連絡できる体制を整備している。

※権利ノートの種類

- ・小学校低学年児童用
- ・小学校高学年児童から高校生用
- ・里親委託児童用

2 社会的養育推進計画策定への当事者である子ども等の意見聴取について

社会的養育の場で生活している子どもたちの意見を聴き、取り入れることが必要であることから、児童養護施設、ファミリーホームに入所している児童、養育里親に委託されている児童を対象に代替養育や一時保護に係る生活について、アンケート調査を実施し、今後の県の施策等に活用する。

3 国の動向について（「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」より）

「国において、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みなど、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて調査研究を行っており、この結果について周知していく予定としている。都道府県においては、これを踏まえて取組を行うこと。」となっている。

4 今後の取組

- (1) 施設入所児童等への権利ノートの読み聞かせ等により、理解を促進する。
- (2) 県のアンケート結果や国の動向を踏まえた「子どもの権利」を代弁する方策、子どもの権利擁護の仕組みを構築する。

3 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組

在宅で生活している子どもと家庭に対して、切れ目ない支援を実施するため、市町におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ることが求められており、児童虐待の予防や早期対応という観点からも市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた支援を行っていく。

1 兵庫県の現状

(1) 市町の相談体制の現状

① 要保護児童対策地域協議会¹の状況について

県内各市町における要保護児童対策地域協議会事務局の設置については、全市町設置済みとなっており、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議ともに地域の実情に合わせて開催されている。

令和元年6月改正の「児童虐待の防止等に関する法律」では虐待を受けた児童が家庭(家庭的環境含む)で生活するための適切な指導及び支援を行うための関係機関として「配偶者暴力相談支援センター」が付け加えられ、また「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に関係機関の連携強化先として児童相談所が付け加えられる等、児童虐待対応とDV対応との相互の連携強化が求められている。そのような中、県内全市町のDV担当課が要保護児童対策地域協議会の構成員となっている。

② 子ども家庭総合支援拠点²及び子育て世代包括支援センター³の設置状況等

子ども家庭総合支援拠点について、県内市町に実施したアンケートによると、既に設置している市町は12市町、今後、具体的に子ども家庭総合支援拠点の設置予定年度が決まっている市町は11市町となっており、未定の市町は18市町であった。

子ども家庭総合支援拠点の設置支援として、平成29年度から尼崎市職員を西宮こども家庭センターで受け入れて研修を行っており、3年間で合計6人の研修生を受け入れている。

¹ 要保護児童対策地域協議会：要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

² 子ども家庭総合支援拠点：子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握、情報の提供、相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援を行う。

³ 子育て世代包括支援センター：妊娠出産から子育て期にわたる、総合的相談や支援を行う。

表1 子ども家庭総合支援拠点設置市町（令和元年10月現在）

設置市町	設置時期	設置形態※
姫路市	平成30年4月	大規模
尼崎市	令和元年10月	中規模
明石市	平成29年4月	中規模
西脇市	平成31年4月	小規模A
三木市	令和元年7月	小規模B
川西市	平成30年4月	小規模C
小野市	平成31年4月	小規模A
三田市	平成30年9月	小規模C
養父市	平成29年4月	小規模A
宍粟市	平成30年4月	小規模A
たつの市	平成30年4月	小規模B
福崎町	平成31年4月	小規模A

※

子ども家庭総合支援拠点は人口規模に応じて5類型に区分される。

小規模A型：児童人口規模概ね0.9万人未満
(人口約5.6万人未満)

小規模B型：児童人口概ね0.9万～1.8万人
(人口約5.6万人～11.3万人)

小規模C型：児童人口概ね1.8万～2.7万人
(人口約11.3万人～17万人)

中規模型：児童人口概ね2.7万～7.2万人
(人口約17万人～45万人)

大規模型：児童人口概ね7.2万人以上
(人口45万人以上)

子育て世代包括支援センターについては、令和元年度に40市町が設置しており、令和2年度に県内全市町に設置される予定となっている。

表2 子育て世代包括支援センターの設置経緯

設置年度	設置箇所合計数
平成27年度	6市町
平成28年度	21市町
平成29年度	30市町
平成30年度	38市町
令和元年度	40市町
令和2年度	41市町(予定)

子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を兼ねて運営している市町は6市町となっている。また、子ども家庭総合支援拠点と要保護児童対策地域協議会の事務局を兼ねている市町は12市町となっている。

*子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を同一の機関が一体的に担い、支援を実施することが求められている。(「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱(平成29年3月31日付け、雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知))

表3 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会との兼ね合いについて

子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを兼ねている市町数	6市町
子ども家庭総合支援拠点と要保護児童対策地域協議会の事務局を兼ねている市町数	12市町

※ 政令指定都市(神戸市)・児童相談所設置市(明石市)除く。

③ショートステイ⁴・トワイライトステイ⁵制度の実施状況

ショートステイ制度は39市町で実施されており、各市町で契約を結んでいる施設等の数は2施設から17施設であった。

表4 ショートステイ・トワイライトステイ制度実施市町数

ショートステイ制度実施市町数	39市町
トワイライトステイ制度実施市町数	0市町

※ 政令指定都市（神戸市）・児童相談所設置市（明石市）除く。

④母子生活支援施設⁶の措置状況

母子生活支援施設について、県内の市に実施したアンケート（神戸市、明石市除く）によると、平成30年度の措置件数は0件から39件と市によって差がある状況であった。措置数が0件の市は9市あり、その理由として「対象ケースなし」が8市、「対象者が入所拒否」が1市だった。

表5 母子生活支援施設の措置状況

措置数	市数	0件の理由
0件	9市	対象ケースなし：8市 対象者が拒否：1市
1件～9件	16市	
10件以上	2市	

(2) 児童家庭支援センター⁷について

児童家庭支援センターは県内（神戸市除く）に6箇所設置されており、県のこども家庭センターの管轄内に1箇所以上配置されている。兵庫県は、児童家庭支援センターの設置数（神戸市含む）が全国で4番目に多い。

児童家庭支援センターは地域・家庭からの相談、要保護児童対策地域協議会への参画、こども家庭センターからの委託による指導、市町や福祉事務所等関係機関との連携、里親支援など多岐に渡り、それぞれの地域ニーズに合わせて事業を実施している。なお、職員体制は、相談・支援を担当する職員(常勤2名)及び心理療法などを担当する職員(非常勤1名)となっている。

⁴ ショートステイ制度（子育て短期支援事業）：保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預りを行う。

⁵ トワイライトステイ制度（夜間養護等事業）：保護者の仕事等が恒常的に夜間に及ぶときや休日に不在で、生活指導等で困難を生じているときに、児童に対する生活指導や食事の提供を行う。

⁶ 母子生活支援施設：18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または事情があり離婚の届出ができない等の母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設。

⁷ 児童家庭支援センター：児童に関する家庭等からの専門的な知識や技術を必要とする相談への対応や、児童相談所をはじめとする様々な機関との連絡調整を行う児童福祉施設。

表6 県内の児童家庭支援センター設置状況等

施設名	相談実績 (平成30年度)	所在地	設置時期
すみれ	1,158件	姫路市	H14.4
キャンディ	956件	尼崎市	H14.4
すずらん	2,122件	たつの市	H21.4
虹の丘	1,679件	加古川市	H21.6
リボン	1,533件	朝来市	H21.7
子そだてサポートひかり	1,457件	宝塚市	H23.4

2 課題

(1) 市町の相談体制等の整備についての課題

① 要保護児童対策地域協議会についての課題

県内全市町の要保護児童対策地域協議会において、DV担当課が正式な構成員となっているが、今後、更なる児童虐待対応とDV対応との連携強化が求められている。

また、要保護児童対策地域協議会調整機関における専門職の配置による専門的なソーシャルワークの展開が求められている。

② 子ども家庭総合支援拠点設置の課題(市町アンケート実施、回答は表7参照)

子ども家庭総合支援拠点を設置するにあたり、予算面や人材育成等、設置、運営にかかる情報及び住民のニーズが市町に行き届いていない。

③ ショートステイ・トワイライトステイ制度の課題(市町アンケート実施、回答は表7参照)

ア ショートステイ制度については、施設の定員等の都合から受入れができないことがある。また、里親をショートステイ先として利用することについては、あらかじめ児童養護施設等の実施施設が里親を登録しておく必要があり、その煩雑さから実施市町が一部にとどまっている。

イ トワイライトステイ制度については、県内市町(神戸市、明石市除く)において、情報が不足している。

④ 母子生活支援施設への措置についての課題(市アンケート実施、回答は表7参照)

妊婦や障害者へのケアの体制や外国人の入所に係る言語の問題、また、市が措置を検討する際の情報(未婚の若年妊娠や経済的困窮を抱える妊産婦への産前産後ケアの必要性等、住民ニーズの多様化に対応できる施設機能等)の不足が課題となっている。

表7 市町アンケートより

子ども家庭総合支援拠点設置の課題	<p>(子ども家庭総合支援拠点設置の際の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭総合支援拠点の業務内容を担当課が把握・整理することや財政、人事を扱う担当課に子育て世代包括支援センターや家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会等との役割分担や機能の違い等の理解を得るのに時間を要した。 子ども家庭総合支援拠点を設置するにあたって、人材を確保できたとしても専門的知識を有する職員の人材育成についてのノウハウがない。
	<p>(子ども家庭総合支援拠点未設置市町の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭総合支援拠点の業務内容について、どのように把握・整理すれば良いのか分からない。 専門的知識を有する職員の育成について、ノウハウがなく人材育成に不安がある。 子育て世代包括支援センター等との連携について、担当課では調整ができているが、人事を扱う担当課に理解が得られない。
ショートステイ・トワイライトステイ制度の課題	<ul style="list-style-type: none"> 急な依頼に対して、児童養護施設や乳児院の定員等の都合から受入れができないことが多い。 身近な資源として里親利用を検討するが、里親をショートステイ先とするには、あらかじめ児童養護施設等の実施施設が里親を登録しておく必要があり、中々手続が進められない。
母子生活支援施設への措置についての課題	<ul style="list-style-type: none"> 男児（特に中学生以上）を伴っている母子、妊婦や障害者へのケアの体制や外国人の入所に係る言語の問題等により措置ができないことがある。 措置することが少なく、施設の特徴が分かりにくい。 入所を検討する際の情報が不足している。

(2) 児童家庭支援センターについての課題

児童家庭支援センターは、限られた職員体制のなか、地域のニーズに合わせて多岐にわたる業務を行っている。また、今後、機能強化の一環としてフォスタリング体制を築いていく上で、こども家庭センター、里親支援専門相談員、里親会、市町等と連携していくことが求められている。

3 今後の取組

(1) 市町の相談体制等の整備に向けた対策について

① 要保護児童対策地域協議会と関係機関の連携強化等

ア 要保護児童対策地域協議会と市町DV担当課の連携強化等

県内全市町の要保護児童対策地域協議会において、DV担当課が構成員として参画しているものの、今後より一層情報共有を密にすることにより児童虐待対応とDV対応との連携強化を目指す。

また、要保護児童対策地域協議会調整機関職員の児童福祉司任用資格の取得や調整担当者への義務研修受講等を推進し、専門性の高い職員の配置を促進する。

イ 要保護児童対策地域協議会と学校の連携強化

県内全市町の要保護児童対策地域協議会において、学校関係者が構成員として参画しており、今後より一層情報共有を密にすることにより、児童虐待対応と子どもたちが過ごす学校との連携強化を目指す。

② 子ども家庭総合支援拠点の設置促進及び人材育成の強化等

ア 子ども家庭総合支援拠点設置促進アドバイザーの利用

各自治体における子ども家庭総合支援拠点の業務内容の把握・整理を促し、立ち上げを支援するため、学識経験者等アドバイザー派遣制度⁸を利用して市町向けの研修会等を実施し、立ち上げ支援マニュアル等を活用した技術的助言を行うことを検

⁸ アドバイザー派遣制度：子ども家庭総合支援拠点の立ち上げにあたって、学識経験者等のアドバイザーが自治体に赴き、技術的助言を実施する国の支援。

討する。

イ こども家庭センターの市町職員受入れによる人材育成の支援

県のこども家庭センターに市町職員を短期または長期で受入れを行い、児童虐待等への相談対応の専門的知識をもった人材育成を支援する。

ウ 子ども家庭総合支援拠点設置状況等の情報共有

県内市町の子ども家庭総合支援拠点の設置状況、課題解決方法等を取りまとめた情報を各市町に提供することによって、子ども家庭総合支援拠点未設置市町に参考にしてもらい、令和4年度までの子ども家庭総合支援拠点の全市町設置に向けて取り組む。

エ 体罰によらない子育ての推進

市町が在宅支援を行う中で、体罰禁止が法定化されたことも踏まえ、子どもの権利が守られるよう、体罰によらない子育ての推進を図る。

③ショートステイ・トワイライトステイ制度の利用促進について

県は、里親をより身近で依頼しやすいショートステイ先とするため、市町及び児童養護施設等の実施施設に対し、既に実施している市町の情報を提供するなどにより、利用促進を図っていく。

また、里親を利用する際には、実施施設（児童養護施設等）があらかじめショートステイ先として里親を登録する必要があること等、制度自体の情報についても発信していく。

トワイライトステイ制度実施市(神戸市・明石市)の情報を各市町に提供する等して制度利用の参考にしてもらい、利用促進を図っていく。

④母子生活支援施設の措置に係る情報等の周知

各母子生活支援施設の特色や措置に係る情報等を各市町に周知することによって、より適切な措置を促していくとともに、同様の情報を母子家庭にも周知し、利用促進を図っていく。

(2) 児童家庭支援センターのフォスタリング機能の明確化

児童家庭支援センターは、地域ニーズに応じた市町支援、こども家庭センターからの指導委託等の従来機能に加え、機能強化の一環として、これまでの取組により培った関係機関とのネットワークを活かし、フォスタリングの一機関として里親制度普及研修会、地区里親研修、交流会、広報活動等の役割を担っていく。

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

1 兵庫県の子どもの人口に占める代替養育を必要とする子ども数

- ・児童福祉法の対象である18歳未満の人口に、代替養育を受けている子ども数の占める割合を計算した結果、代替養育を受けている子ども数が18歳未満に占める割合は5か年平均で0.186%となる。(表8)
- ・将来的な人口推計から代替養育を必要とする子ども数を試算すると、人口減に伴い令和11年度には955人まで減少する見込み。(表9)
- ・直近の代替養育を受けている子ども数(平成30年度)は1,203人(表10)に増加し、人口に占める割合も0.196%と増加している。
- ・代替養育を必要とする子ども数は、子どもの人口減少に伴って必ずしも減少するとはいえず、子どもをとりまく社会情勢の影響を勘案して見込む必要がある。

表8 18歳未満人口に占める代替養育を受けている子ども数 (単位：人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	平均
代替養育子ども数 (A) ※1	1,210	1,211	1,201	1,176	1,201	1,200
18歳未満人口 (B) ※2	663,571	655,487	647,412	636,592	625,772	645,767
割合(A/B)(%)	0.182	0.185	0.186	0.185	0.192	0.186

※1 各年度3月1日の代替養育の措置を受けている子ども数。ただし、児童自立支援施設及び児童心理治療施設への入所児童数を含まない。

※2 H27年度は、国勢調査人口等基本集計(総務省統計局)による実数値。(神戸市分除く。) H25, H26, H28, H29年度は国勢調査人口等基本集計(総務省統計局)を基に兵庫県統計課において推計した数値。(神戸市分除く。)

表9 18歳未満人口に占める代替養育を必要とする子ども数の推計 (単位：人)

年度	R2	R7	R11
18歳未満人口(B) ※2	593,308	548,301	513,504
代替養育子ども数(A) ※1	1,104	1,020	955

※1 (B)に表8の割合の平均(0.186%)を乗じた数。ただし、児童自立支援施設及び児童心理治療施設への入所児童数を含まない。

※2 国勢調査人口等基本集計(総務省統計局)を基に兵庫県統計課において推計した数値。(神戸市除く。)

表10 直近3カ年の代替養育を受けている子ども数 (単位：人)

年度	H28	H29	H30
代替養育子ども数(A)	1,176	1,201	1,203
18歳未満人口(B)	636,592	625,772	614,948
割合(A/B)(%)	0.185	0.192	0.196

2 近年の児童虐待相談対応件数の状況

- ・ 県こども家庭センターにおける虐待相談件数は、5年で約2.1倍に増加しており、養護相談件数全体でも、5年で約2倍に増加している。(表11)

表11 こども家庭センターにおける養護相談対応件数 (単位：件)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
こども家庭センター 養護相談	2,597	2,805	3,472	3,998	5,063
前年比	—	108%	124%	115%	127%
対 H25 年度比	—	108%	137%	154%	195%
うち虐待	1,754	1,846	2,377	2,879	3,673
前年比	—	105%	129%	121%	128%
対 H25 年度比	—	105%	136%	164%	209%

(出典) 福祉行政報告例。

3 こども家庭センターにおける一時保護の状況

- ・ こども家庭センターで一時保護される子ども数全体は、5年で約1.5倍と、養護相談件数増加と概ね連動して増加している。(表12)
- ・ 一時保護所には定員があるため、一時保護件数の増加に伴い、里親や児童養護施設等への一時保護委託が増加している。

表12 一時保護の子ども数 (単位：件)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
一時保護所	595	691	662	679	674
前年比	—	116%	96%	103%	99%
対 H25 年度比	—	116%	111%	114%	113%
一時保護委託	496	542	503	675	908
前年比	—	109%	93%	134%	135%
対 H25 年度比	—	109%	101%	136%	183%
合計	1,091	1,233	1,165	1,354	1,582
前年比	—	138%	94%	116%	117%
対 H25 年度比	—	138%	107%	124%	145%

(出典) 福祉行政報告例。前年度継続の一時保護子ども数を含む。

4 代替養育を現に受けている子ども数の状況

乳児院、児童養護施設では減少傾向にあるが、里親及びファミリーホームへの委託が進んだことにより、全体数で見ると5年間の間でほぼ数値に変動はない。(表13)

表13 代替養育を受けている子ども数の状況 (単位：人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	平均	参考 (H30)
乳児院	106	96	89	93	99	97	102
前年比	-	90.6%	92.7%	104.5%	106.5%	-	-
対H25年度比	-	90.6%	84.0%	87.7%	93.4%	-	96.2%
児童養護施設	990	981	950	907	908	947	888
前年比	-	99.1%	96.8%	95.5%	100.1%	-	-
対H25年度比	-	99.1%	96.0%	91.6%	91.7%	-	89.7%
里親	114	122	141	154	163	139	177
前年比	-	107.0%	115.6%	109.2%	105.8%	-	-
対H25年度比	-	107.0%	123.7%	135.1%	143.0%	-	155.3%
ファミリーホーム	0	12	21	22	31	17	36
前年比	-	-	175.0%	104.8%	140.9%	-	-
対H25年度比	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,210	1,211	1,201	1,176	1,201	1,200	1,203
前年比	-	100.1%	99.2%	97.9%	102.1%	-	-
対H25年度比	-	-	99.1%	98.7%	104.3%	-	99.4%

※ 各年度、措置されている子ども数が最大数となる3月1日付けの子ども数を計上。
直近の状況として平成31年3月1日現在の子ども数を計上。

5 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数

- ・過去5年間の代替養育を現に受けている子ども数の状況は1,200人あまりでほぼ増減が見られないことから、直近の状況をもとに検討を行う。
- ・乳児院及び児童養護施設に長期間措置されている子ども数の総計は740人であるが、現に代替養育を受けている子どものケアニーズにのみ着目した場合、里親等委託が望ましいとされた子ども数は152人いる。(表14)(表15)

(1) 施設に長期間措置されている子ども数の状況

表 14 乳児院・児童養護施設に長期間措置されている子ども数 (単位：人)

乳児院に半年以上措置されている乳幼児数	74
児童養護施設に乳児院から措置変更された乳幼児数	75
児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数	103
児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数	488
合計	740

(出典) 兵庫県少子高齢局児童課調査(平成31年3月1日現在)。

(2) 子どものケアニーズから考える望ましい措置先

表 15 現に代替養育を受けている子どものケアニーズのみ着目した場合望ましい措置先 (単位：人)

代替養育の種類	人数	比率	施設養護が適当である理由 (主なものを1つ選択)	
里親及び ファミリーホーム	152	15.3%	-	
乳児院	77	7.8%	29	家庭復帰を予定しているため
			2	児童自身が里親等委託を望まないため
			4	発達上の支援課題(障害等)があるため
			0	心理的課題(家庭的環境への拒否等)があるため
			2	医療的ケア上の課題があるため
			39	親の同意が得られないため
			1	その他
児童養護施設	761	76.9%	214	家庭復帰を予定しているため
			74	児童自身が里親等委託を望まないため
			80	発達上の支援課題(障害等)があるため
			29	心理的課題(家庭的環境への拒否等)があるため
			1	医療的ケア上の課題があるため
			315	親の同意が得られないため
			48	その他
合計	990	100%		

(出典) 兵庫県少子高齢局児童課調査(令和元年6月)。

※ 平成31年3月1日現在で現に代替養育を受けている子ども(乳児院102名、児童養護施設888名)について、ケアニーズのみに着目した望ましい措置先を評価して計上。

6 代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 子どものケアニーズにのみ着目した場合、表 15 のとおり現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数は 152 人いると考えられる。
- ・ 表 15 に示した施設養護が適当である理由のうち、親の同意が得られないものの総数は 354 人である。
- ・ 上記 354 人のうち、半数の 177 人について保護者の同意を取得するよう努めることにより、新たに 177 人を里親等委託に変更する。
- ・ 表 16 に示した平成 31 年 3 月 1 日現在で代替養育の措置を受けている子ども数のうち 329 人（152 人+177 人）を、年齢区分ごとの比率を考慮し、同表の里親へ委託されている子ども数に表 17 のとおり加算すると表 18 のとおりとなり、令和 10 年度の里親等委託率は表 19 のとおりとなる。

(再掲) 表 15 現に代替養育を受けている子どものケアニーズにのみ着目した場合望ましい措置先 (単位:人)

代替養育の種類	人数	比率	施設養護が適当である理由	
里親及び ファミリーホーム	152	15.3%	-	
乳児院	77	7.8%	29	家庭復帰を予定しているため
			2	児童自身が里親等委託を望まないため
			4	発達上の支援課題(障害等)があるため
			0	心理的課題(家庭的環境への拒否等)があるため
			2	医療的ケア上の課題があるため
			39	<u>親の同意が得られないため</u>
			1	その他
児童養護施設	761	76.9%	214	家庭復帰を予定しているため
			74	児童自身が里親等委託を望まないため
			80	発達上の支援課題(障害等)があるため
			29	心理的課題(家庭的環境への拒否等)があるため
			1	医療的ケア上の課題があるため
			315	<u>親の同意が得られないため</u>
			48	その他
合計	990	100%		

表 16 平成 31 年 3 月 1 日現在の代替養育の措置を受けている子ども数 (単位：人)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	年齢区分比率
3歳未満	85	5	14	0	104	9%
3歳～就学前	17	153	28	5	203	17%
学童期以降	0	730	135	31	896	74%
合計	102	888	177	36	1,203	100%

表 17 表 16 から表 18 へ加算する子ども数 (単位：人)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム
3歳未満	△38	△2	40	0
3歳～就学前	△7	△49	51	5
学童期以降	-	△233	202	31
合計	△45	△284	293	36

表 18 令和 10 年度に代替養育を必要とする子ども数の見込み (単位：人)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	年齢区分比率
3歳未満	47	3	54	0	104	9%
3歳～就学前	10	104	79	10	203	17%
学童期以降	0	497	337	62	896	74%
合計	57	604	470	72	1,203	100%

表 19 代替養育を必要とする子ども数の見込みを反映した里親等委託率 (単位：%)

年度	H31. 3. 1	R10
3歳未満	13.5	51.9
3歳～就学前	16.3	43.8
学童期以降	18.5	44.5
合計	17.7	<u>45.1</u>

- ・ 計画最終年度（令和11年度）の数値については、下記のとおりである。

表 20 表 16 から表 21 へ加算する子ども数 (単位：人)

年齢区分	乳児院	児童養護 施設	里親	ファミリー ホーム
3歳未満	△42	△2	44	0
3歳～就学前	△8	△54	57	5
学童期以降	-	△256	225	31
合計	△50	△312	326	36

表 21 令和 11 年度に代替養育を必要とする子ども数の見込み (単位：人)

年齢区分	乳児院	児童養護 施設	里親	ファミリー ホーム	合計	年齢区分 比率
3歳未満	43	3	58	0	104	9%
3歳～就学前	9	99	85	10	203	17%
学童期以降	0	474	360	62	896	74%
合計	52	576	503	72	1,203	100%

表 22 代替養育を必要とする子ども数の見込みを反映した里親等委託率 (単位：%)

年度	H31. 3. 1	R11
3歳未満	13.5	55.8
3歳～就学前	16.3	46.8
学童期以降	18.5	47.1
合計	17.7	<u>47.8</u>

5 里親等への委託の推進に向けた取組

児童福祉法に明記された「家庭養育優先原則」を実現するためには、子どもの養育の受け皿となる里親を増やす必要があり、そのために新たな里親の開拓や、里親への研修・支援等を包括的に行うフォスタリング機関の体制強化等の取組を行うことが求められている。

1 兵庫県の里親の状況

- ・ 兵庫県（神戸市を除く、以下同じ）の里親の状況は、
 - * 里親登録数は、平成26年度から平成30年度までの5年間で一貫して増加しており、平成30年度末で419世帯となっている（表23）。
 - * 委託を受けている里親の割合は、登録されている里親の3割強で推移している（表24）。また、2人以上の子どもを委託されている里親の割合は、3割程度となっている（表25）。
 - * 里親の新規登録及び登録取消の状況は、平成26年度から平成30年度までの5年間の平均で、新規登録数は45世帯、登録取消数は16世帯となっている（表26、表27）。

表23 里親登録数

（単位：世帯）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
全体	295	323	356	372	419
対前年比	-	109.5%	110.2%	104.5%	112.6%
対H26年度比	-	109.5%	120.7%	126.1%	142.0%
養育里親 ⁹	262	302	332	340	379
対前年比	-	115.3%	109.9%	102.4%	111.5%
対H26年度比	-	115.3%	126.7%	130.9%	144.7%
専門里親 ¹⁰	20	22	22	24	24
対前年比	-	110.0%	100.0%	109.1%	100.0%
対H26年度比	-	110.0%	110.0%	120.0%	120.0%
親族里親 ¹¹	13	18	21	23	26
対前年比	-	138.5%	116.7%	109.5%	113.0%
対H26年度比	-	138.5%	161.5%	177.0%	200.0%
養子縁組里親 ¹²	5	5	4	69	122
対前年比	-	100.0%	80.0%	1725.0%	176.8%
対H26年度比	-	100.0%	80.0%	1380.0%	2440.0%

（出典）福祉行政報告例（各年度末の状況）。種別を重複して登録している里親を含む。

⁹ 養育里親：様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親。

¹⁰ 専門里親：養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親。専門研修を修了し、3年以上の委託児童養育経験等が必要。

¹¹ 親族里親：実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、親族（要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族）が子どもを養育する里親。

¹² 養子縁組里親：養子縁組によって子どもの養親となることを希望する里親（平成28年の児童福祉法の改正で制度化）。

表24 委託を受けている里親の割合

(単位:世帯)

里親種類	年度	H26	H27	H28	H29	H30
全体	里親数	107	117	118	127	141
	受託率	36.3%	36.2%	33.1%	34.1%	33.7%
養育里親	里親数	87	96	95	95	101
	受託率	33.2%	31.8%	28.6%	27.9%	26.6%
専門里親	里親数	12	10	11	12	13
	受託率	60.0%	45.5%	50.0%	50.0%	54.2%
親族里親	里親数	12	18	20	22	24
	受託率	92.3%	100.0%	95.2%	95.7%	92.3%
養子縁組里親	里親数	0	0	0	3	5
	受託率	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	4.1%

(出典) 福祉行政報告例(各年度末の状況)。種別を重複して登録している里親を含む。

※ 里親数:子どもの委託を受けている里親数。

受託率:登録されている里親数に占める委託を受けている里親数の割合。

表25 直近の里親の受託率(平成31年3月31日現在)

里親登録数(世帯)	受託里親数(世帯)	委託子ども数(人)	受託率
419	141	219	33.7%
2人目以上として委託されている子ども数		69	31.5%*

※ 委託子ども数219人に占める割合。

表26 新規里親登録の状況

(単位:世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	平均*
全体	43	45	41	32	66	45
養育里親	36	39	37	23	56	38
専門里親	2	2	2	3	0	2
親族里親	6	6	4	4	5	5
養子縁組里親	0	0	0	67	55	24

(出典) 福祉行政報告例(各年度末の状況)。種別を重複して登録している里親を含む。

※ 小数点第1位を四捨五入。

表27 里親の登録取消状況

(単位:世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	平均※
全体	16	18	8	17	19	16
養育里親	12	17	6	15	17	13
専門里親	4	1	2	1	0	2
親族里親	0	1	1	2	2	1
養子縁組里親	1	0	1	0	2	1

(出典) 福祉行政報告例(各年度末の状況)。種別を重複して登録している里親を含む。

※ 小数点第1位を四捨五入。

2 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- 「各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」で示された令和11年度時点での里親やファミリーホームの委託子ども数の見込み、現状(平成30年度(平成31年3月1日現在))、及びその差は表28のとおりであり、新たに362人分の里親等への新規措置を行う必要がある。

表28 令和11年度時点での里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み等(単位:人)

年齢区分		里親	ファミリーホーム	合計
3歳未満	令和11年度	58	0	58
	現状	14	0	14
	差引	44	0	44
3歳～就学前	令和11年度	85	10	95
	現状	28	5	33
	差引	57	5	62
学童期以降	令和11年度	360	62	422
	現状	135	31	166
	差引	225	31	256
合計	令和11年度	503	72	575
	現状	177	36	213
	差引	326	36	362

3 必要な里親数の算出

- ・ 今後、326人の子どもを里親委託とし、1世帯に1人の子どもが委託されると仮定した場合、326世帯の里親が必要となる。一方、表25で示した直近の里親委託の状況では、31.5%の子どもが同じ里親に2人目以上の子どもとして委託されていることを勘案する¹³と、必要な里親数は223世帯となる。
- ・ 子どもを里親に委託する際には、子どもの状況及び里親の状況を十分勘案し、できる限りの準備と調整を経たマッチングが必要となる。表25で示した直近の受託率は33.7%であるが、これをフォスタリング業務の包括的な実施体制の強化に向けた取組を着実に実施することにより令和11年度の目標を50%とした場合、223世帯の里親に子どもを委託するには、新たに必要な里親数は446世帯となる¹⁴。
- ・ こども家庭センターで受け付ける里親登録の相談では、養子縁組の希望が契機となっているものが多い。社会的養育の一翼を担う養育里親について理解を得られるよう、養子縁組里親を希望する者に対して丁寧な説明を行う必要がある。
- ・ また、必要な里親の数を確保するためには、登録の取消をする里親の数を減らすことも必要である。長期間未委託であることを理由として登録取消となる里親がいることから、こども家庭センターでは未委託里親を含む全ての里親との定期的な情報交換等により里親家庭の状況把握を行うなど、里親登録の継続につながる取組を進める必要がある。なお、本県では平成30年度より「未委託里親トレーニング事業」として、未委託里親へ子どもが委託された際に直面する困難事例に対応するためのトレーニングを実施している。

4 フォスタリング業務の包括的な実施体制の強化

(1) 現状

- ・ 里親制度は、虐待を受けた子どもなど、家庭での不適切な養育環境のもとに置かれた子どもを、家庭的な環境のもとで特定の大人との愛着関係を形成していく可能性が高いと考えられている社会的養育のひとつの形態である。
- ・ 県では、平成27年度から各こども家庭センターに家庭養護推進員を配置し、県民の方々に里親制度を広く普及周知し、制度の理解を深め、新たな里親の開拓につなげられるよう努めており、今後も重要な施策として実施していく。
- ・ 里親のリクルート、里親の養育力及び社会的養育の理解に関するアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親の養育への支援、里親委託措置解除後におけるアフターフォロー支援、に至るまでの一連の業務（以下、これら一連の業務を「フォスタリング業務」という。）について、本県ではこども家庭センターをはじめ、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員、(地区)里親会、(公社)家庭養護促進協会などの関係機関によって行っている。

¹³ 2人目以上の子どもの委託状況を踏まえ1人委託されると想定される児童数: $326人 \times (1 - 0.315) = 223$ 人

¹⁴ 登録された里親の受託率を50%として算定した里親数: $223世帯 \div 0.5 = 446世帯$

(2) 里親制度に関する県の主な事業内容

① 里親制度普及啓発研修事業

各こども家庭センターに家庭養護推進員（計5名）を配置し、児童家庭支援センター等関係機関と連携しながら、センターごとの里親制度普及研修会の開催、研修会・交流会の活性化、広報啓発活動を実施。

予算：平成30年度11,975千円、平成31年度11,979千円

② 家庭養護促進事業

家庭養護思想の啓発、広報及び里親開拓事業を実施。

委託先：公益社団法人家庭養護促進協会

委託費：平成30年度1,525千円、平成31年度1,527千円

③ 里親・養子縁組相談支援事業

妊娠・出産段階から子どもの養育で悩む者に対する相談窓口の運営。

補助先：公益社団法人家庭養護促進協会

補助額：平成30・平成31年度1,466千円

④ 里親里子交流研修事業

里親家庭の親子が集い、交流を深め、子育て等の情報交換の場を提供。

補助先：兵庫県里親会連合会

補助額：平成30・平成31年度134千円

⑤ 専門里親研修事業

被虐待児等を養育する専門里親の養成を図るための研修会を実施。

委託先：社会福祉法人恩賜財団母子愛育会

委託費：平成30年度705千円、平成31年度1,308千円

⑥ 養育里親更新研修事業

養育里親に対する5年毎の更新研修の実施、未委託里親へ子どもが委託された際に直面する困難事例に対応するためのトレーニングを実施。

委託先：公益社団法人家庭養護促進協会

委託費：平成30年度1,533千円、平成31年度1,542千円

⑦ 里親賠償責任保険費補助事業

委託児童の養育中、事故等により発生した損害賠償責任の補填及び里子の事故等についての補償のための保険に加入。

補助先：兵庫県里親会連合会

補助額：平成30・平成31年度107千円

(3) 課題

- ・ こども家庭センターでは、児童虐待対応件数の増加をはじめとして、業務量の増大が顕著となっており、里親のアセスメントや里親及び里子への個別支援等の業務に十分な対応ができなくなっている。これには、里親に関する標準化したアセスメント、里親支援体制の構築についての方法論が整備されていないことも一因である。
- ・ 各児童家庭支援センターで実施している業務内容に差異があり、支援機関として実施すべき業務が統一されていない。

- ・ 里親支援専門相談員¹⁵には、社会福祉士等の有資格者又は経験年数5年以上の実務経験豊富な職員を配置することが条件となっていることから、全ての乳児院及び児童養護施設に配置されるまでには至っていない。
- ・ 里親登録者のうち里親会へ加入していない里親や、加入していても里親会が実施する研修や交流行事等に参加しない里親も存在する。里親会（里親会が実施する交流行事等も含む）に加入・参加しないことで、①社会的養育の現状等を知る機会、②養育スキルの獲得・向上の機会、③里親間のネットワーク形成の機会、④こども家庭センターが里親の人柄等を知る機会、が失われる恐れがある。
- ・ 子育て経験がない里親登録者が増加していることから、登録前研修等で里親の養育スキルを向上させる必要がある。
- ・ 広く県民に対して、里親制度への理解と関心を高めさせる必要があるとともに、学校等教育機関や児童福祉関係以外の行政機関・団体等に対しても、里親制度の周知と、愛着形成などの課題を抱えた里子を養育していることを啓発していく必要がある。

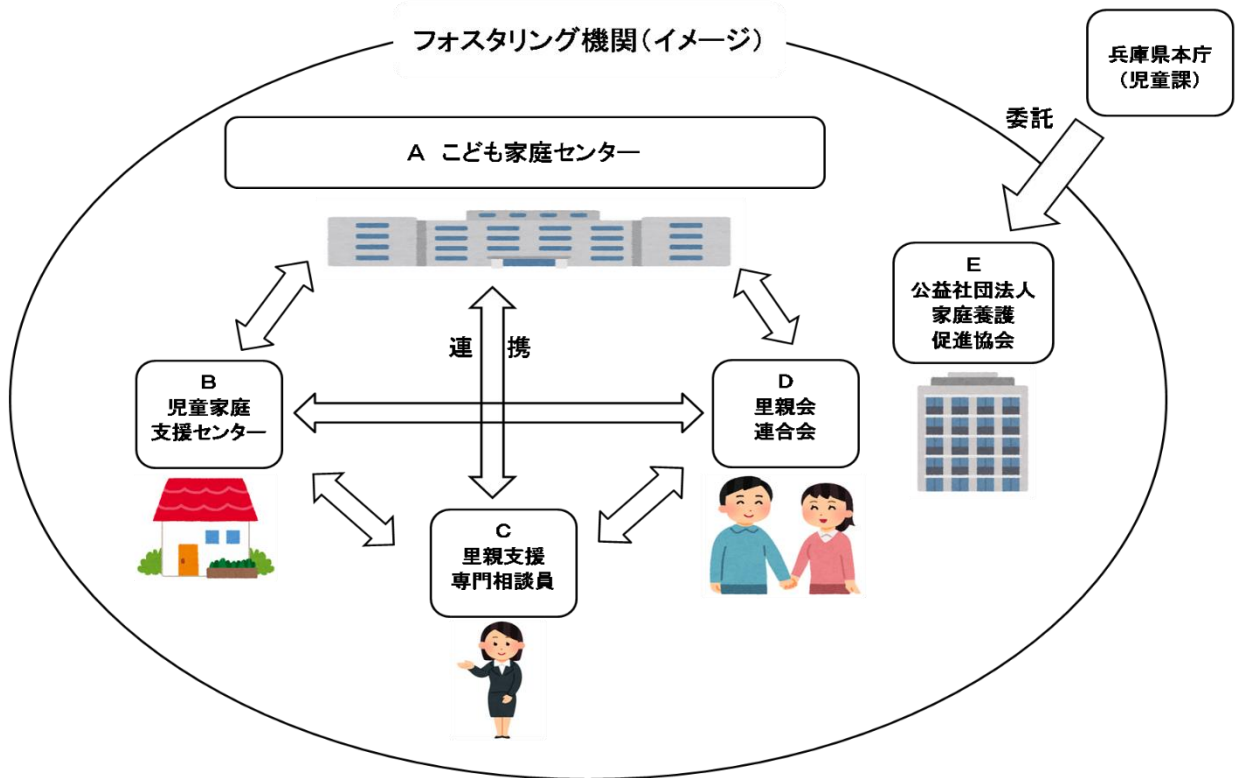
(4) 対応

- ・ 里親のリクルート、里親に対する養育力及び社会的養育の理解に関するアセスメント・研修、里親委託中の里親支援、委託解除後の支援等の各場面で、上記フォスタリング業務関係機関ごとの役割を明確化し、連携を強化して支援の充実を図っていく。

[各機関の役割]

- * こども家庭センターは、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員、里親会連合会からの報告をもとに、里親委託措置を決定する。また、フォスタリング業務全体を統括し、最終的な責任を負う。
- * 児童家庭支援センターは、管轄市町等の関係機関とのネットワークなどを活かして、こども家庭センターと連携し、里親制度普及研修会、地区里親研修、交流会、広報活動などを実施する。
- * 里親支援専門相談員は、各施設（児童養護施設・乳児院）の小規模化、多機能化を推進する中で、全ての児童養護施設及び乳児院に配置されることを目標とし、里親登録につながる候補者のリクルート、委託後の里親家庭への訪問支援等を実施する。
- * 里親会は、登録している全ての里親が里親会に加入できるよう、里親登録時に働きかけるとともに、里親会で実施する里親サロン等を活用し、定期的な里親同士の相互交流の場を設け、情報交換等を図る。
- ・ 県は、里親（候補者を含む）対象の研修業務を公益社団法人家庭養護促進協会に委託し、未委託里親へのトレーニング等の各種研修を実施するなどにより、里親のスキルアップを図り、適切な子どもの養育が実践できる里親を育成し、里親委託に結びつく里親数の増加を目指す。また、一般県民向けに啓発・広報を行うことで、里親制度に対する理解・関心を高める。

¹⁵ 里親支援専門相談員：児童養護施設及び乳児院に配置され、児童相談所等と連携して、所属施設の入所児童の里親委託を推進するほか、里親の新規開拓や、里親向けの研修、アフターケアとしての相談対応などを行う職員。



【フォスタリング業務の役割】

機関名	所在	主な業務内容
子育て家庭センター	5か所	・統括、マッチング、里親アセスメント
児童家庭支援センター	6か所	・管轄内での里親制度の普及・啓発、研修
里親支援専門相談員	10か所 ^{※1}	・管轄内での里親の新規開拓、委託後の個別支援
兵庫県里親会連合会 ^{※2}	5か所	・管轄内での里親の新規開拓、委託後の個別支援、里親里子交流会や里親サロンの運営
公益社団法人家庭養護促進協会	1か所	・全県的な研修実施（登録前研修、更新研修等）、週末里親

※1 児童養護施設8か所、乳児院2か所。

※2 里親会連合会には明石市里親会も加盟しているが、明石市は里親支援制度について、独自の取組を行っているため、フォスタリング機関からは除外する。

5 本県における里親等委託率の数値目標について

- ・ 本県における代替養育を必要とする令和11年度の子ども数の見込みと現状（平成30年度（平成31年3月1日現在））の差は表29のとおりである。
- ・ 現状の里親等委託を基礎とし、今後11年間で表29に示した差を埋めていくと仮定した場合、1年ごとに平均すると（表30）、
 - * 3歳未満の子どもについては、乳児院に措置する子ども数を4人以上減少させ、

かつ里親委託する子ども数を4人以上増加させる。

- * 3歳～就学前の子どもについては、児童養護施設に措置する子ども数を5人以上減少させ、かつ里親委託する子ども数を5人以上増加させる。
 - * 学童期以降の子どもについては、児童養護施設に措置する子ども数を23人以上減少させ、里親委託する子ども数を20人以上、ファミリーホームに措置する子ども数を3人以上増加させる。
- ・ 上記の取組を実施した場合の里親等委託率の推移は表31のとおりである。

表29 現状と令和11年度時点での代替養育見込み数との差

(単位:人)

年齢区分		乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム
3歳未満	令和11年度	43	3	58	0
	現状	85	5	14	0
	差引	△42	△2	44	0
3歳～就学前	令和11年度	9	99	85	10
	現状	17	153	28	5
	差引	△8	△54	57	5
学童期以降	令和11年度	0	474	360	62
	現状	0	730	135	31
	差引	0	△256	225	31

表30 表29の差を今後11年間で実現する場合の1年あたりに措置する子ども数 (単位:人)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム
3歳未満	△4	0	4	0
3歳～就学前	0	△5	5	0
学童期以降	0	△23	20	3

※ 差を11で除し、小数点第一位を四捨五入し、1人以下の場合は0人で計上。

表31 代替養育見込み数を今後11年間で実現する場合の年度ごとの里親等委託率の推移(単位:%)

年齢区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	16.3	20.2	24.0	28.8	32.7	37.5	40.4	44.2	48.1	51.9	55.8
3歳～就学前	19.2	21.7	24.1	27.1	29.6	32.5	35.5	37.9	40.9	43.8	46.8
学童期以降	21.2	23.9	26.5	29.0	31.6	34.2	36.8	39.4	42.0	44.5	47.1
全体	20.4	23.2	25.9	28.7	31.3	34.2	36.9	39.6	42.3	45.1	47.8

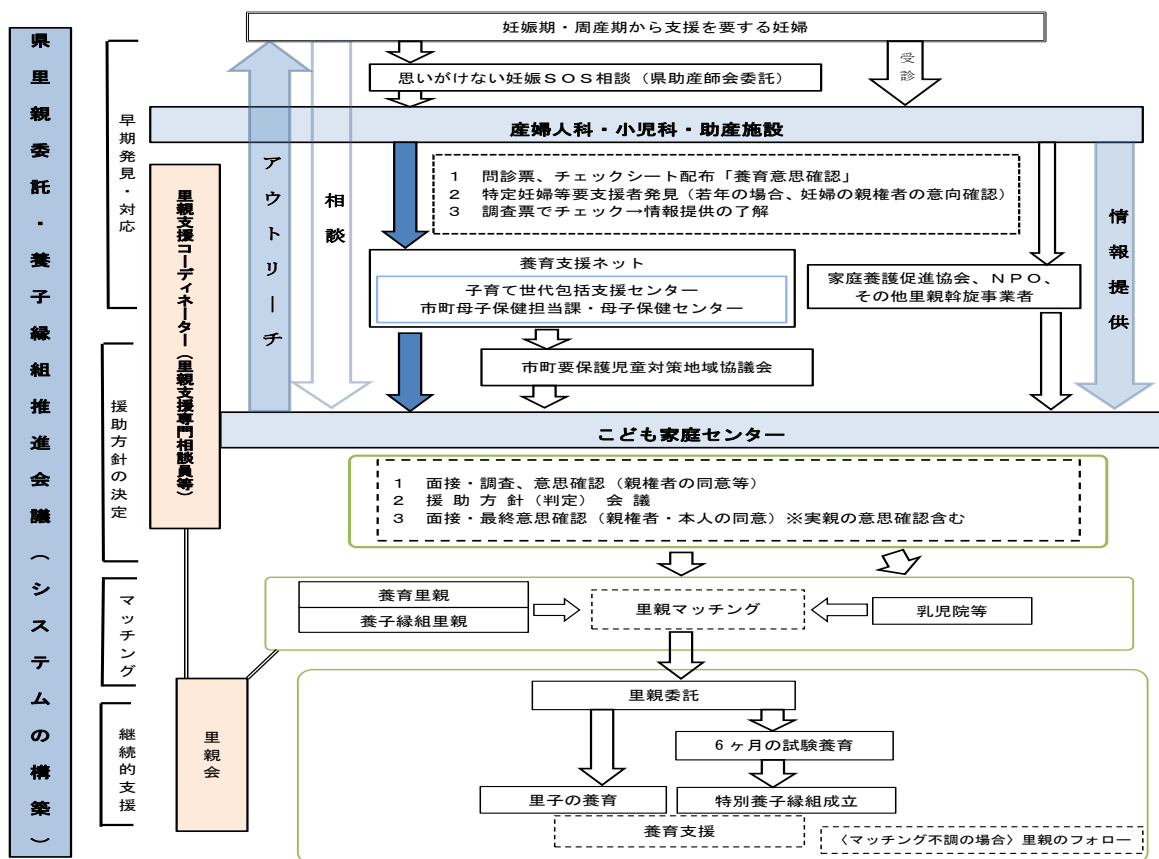
6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

1 特別養子縁組等の推進に向けた県の取組

(1) 里親委託・養子縁組推進会議の設置

- 平成28年度から、行政や産婦人科医、小児科医、保健師等で構成される「里親委託・養子縁組推進会議」を設置し、思いがけない妊娠等により出産しても養育が難しい妊婦と里親を、医療機関等と連携し、早い段階で里親委託、特別養子縁組につなぐ仕組み（ひょうご里親委託・養子縁組推進システムフロー）を構築。

ひょうご里親委託・養子縁組推進システムフロー



【開催状況】

時期	主な内容
H28. 8. 25	○里親・養子縁組の現状・課題について ○里親・特別養子縁組推進システムについて
H28. 12. 6	○新生児里親委託に関するソーシャルワークガイドラインについて
H29. 3. 10	○新生児里親委託に関する専門職としての意識等アンケート調査結果 ○(修正版)新生児里親委託に関するソーシャルワークガイドラインについて ○新生児里親委託ケースの事例紹介 等
H29. 8. 10	○里親・特別養子縁組の現状について ○新生児里親委託ケースの課題 ○里親委託・特別養子縁組制度のPRについて 等
H30. 11. 6	○里親の現状について ○各子ども家庭センターにおけるひょうご里親委託・養子縁組推進システムの運用状況について ○特別養子縁組の推進状況について 等

(2) 里親（特別養子縁組）全県フォーラムの開催

里親制度及び特別養子縁組制度等についての講演、有識者によるパネルディスカッション等を行い、広く県民に向けて制度の普及啓発を行っている。

【開催状況】

期日	テーマ/講師
H29. 10. 14	基調講演「新しい社会的養育ビジョンと里親・養子縁組について」 講師：関西大学教授 山縣 文治 氏 パネルディスカッション「里親・特別養子縁組制度の現状と課題」 コーディネーター：山縣教授 パネリスト：特別養子縁組成立者、弁護士、里親支援専門相談員
H31. 3. 28	講演「子どものための里親制度と養子縁組制度について」 講師：公益社団法人家庭養護促進協会理事 岩崎 美枝子氏

(3) 公益社団法人家庭養護促進協会への支援

公益社団法人家庭養護促進協会は、昭和37年から神戸新聞やラジオ関西を通じて「愛の手運動」を展開し、里親制度の普及啓発、里親への各種研修、養子縁組成立支援等を進めており、県は同法人の活動を支援することにより、特別養子縁組制度の普及を図っている。

主な事業名	内容
里親・養子縁組相談支援事業	妊娠、出産段階から、子どもの出産、養育で悩む者に対し、産婦人科医等と連携し、養子縁組に関する相談やカウンセリングを行う「養子縁組支援相談窓口」を公益社団法人家庭養護促進協会内に置き、その運営を支援。
里親の新規開拓のための広報啓発事業	里親開拓のキャンペーン「愛の手運動」をはじめとした、里親の新規開拓のための広報・啓発事業の実施。
養育里親養成事業	里親と里子が気軽に集まり子育ての話や情報交換できる場を提供し、里親のリフレッシュを図ると共に、養育の知識や技術を深め、より豊かな親子関係の形成を促進する、里親里子のための養育支援広場の開催。
里親支援事業	里親制度及び養育についての基本的な知識や技術の修得を目指す基礎研修、社会的養護の担い手である養育里親として、子どもの養育を担うために必要な知識と状況に応じた養育技術の修得を目指す登録前研修の実施。
週末里親事業	児童養護施設等に入所している児童が週末、休暇期間中などに里親家庭を訪れる週末里親事業の実施。
未委託里親トレーニング事業	未委託里親に対し、子どもが委託された場合に直面する困難事例に対応するトレーニングを実施。

(4) 子どもの出自を知る権利の確保

特別養子縁組等の養子が、将来自らが養子となった経緯、実親に関する情報などについて知ることができるようにするため、こども家庭センターでは、特別養子縁組等を行った児童に係る記録について永久保存とする等の適切な保管管理を行っている。

2 国の動向

- ・ 令和元年6月7日、民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）が成立し、同月14日公布された。
- ・ 特別養子制度の利用を促進するために、特別養子縁組における養子となる者の年齢の上限を原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げるとともに、特別養子縁組の成立の手続を二段階に分けて、実親の同意撤回の短期化を定めるなど、養親となる者の負担を軽減する改正がなされた。
- ・ 令和2年4月1日から施行されることが予定されている。

3 特別養子縁組推進のための目標値

- ・ 国が示した「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」では、特別養子縁組制度のより一層の活用を検討を促していく観点から、概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指すこととされている。
- ・ 兵庫県（神戸市を除く）における特別養子縁組の年度別成立状況は、表32のとおりであり、近年増加傾向にある。

表32 特別養子縁組の成立件数 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31※
成立件数	5	2	10	11	9	5

※ H31年度は、上半期（4月～9月）実績。

- ・ 兵庫県における平成31年3月1日現在の代替養育の措置を受けている15歳未満児に係る里親等委託率は表33のとおり17.0%である。

表33 平成31年3月1日現在の代替養育の措置を受けている子ども数 (単位：人)

施設種別	乳児院	児童養護施設	飄・ファミリーホーム	合計	里親等委託率
15歳未満	102(100%)	602(67.8%)	144(67.6%)	848(70.5%)	17.0%
(参考)全児童	102	888	213	1,203	17.7%

- ・ 本県の全国に占める人口比率3.1%（平成30年10月1日現在 本県(神戸市を除く)3,956千人／全国126,443千人）から考えると、5年後の本県での成立件数は31件程度となる。

4 今後の取組

(1) 特別養子縁組制度の普及

ひょうご里親委託・養子縁組推進システムフローを円滑に活用できるよう、こども家庭センター職員を中心に、医療機関関係者、児童福祉施設職員、市町職員、里親等への研修の充実を図り、関係機関の連携を深めるとともに、養子縁組里親への特別養子縁組申請等に関する適切な支援を行う。

(2) 特別養子縁組成立後の支援

- ・ 民法改正により、養子となる者の年齢上限が引き上げられたことにより、学齢期以降の年齢の高い児童の特別養子縁組が増えることも予想され、例えば、養子となる者の年齢が高くなれば、実親と生活した記憶が残っていることも多く、養親が子どもとの関係構築や対応に困難を伴うことがこれまで以上に増加することも想定されるため、養親への研修やフォスタリング機関の一つである児童家庭支援センターを活用した、子どもの発達段階に応じた相談支援の利用促進を図る。
- ・ 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等によるより継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点としての子ども家庭総合支援拠点の全市町設置に向けて取り組む。

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

1 施設で養育が必要な子ども数の見込みの推計

- ・ 兵庫県（神戸市を除く。以下同じ。）において、施設で養育が必要な子ども数は、「代替養育を必要とする子ども数の見込み」で算出されており、令和11年度では、628人（表34）となっている。
- ・ 児童養護施設の定員の見込み量は、令和元年8月時点で児童養護施設（20か所）を対象に行った調査の結果、令和11年度では、724人（表35）となっている。
- ・ 乳児院の定員の見込み量は、令和元年8月時点で乳児院（5か所）を対象に行った調査の結果、令和11年度では、108人（表36）となっている。
- ・ 児童養護施設及び乳児院の定員の見込み量は、令和11年度において合計で832人となっており、施設で代替養育が必要な子ども数の628人を満たすとともに、施設の高機能化及び多機能化・機能転換が可能となる。

表34 施設で代替養育が必要な子ども数(令和11年度) (単位:人)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	合計
3歳未満	43	3	46
3歳～就学前	9	99	108
学童期以降	0	474	474
合計	52	576	628

表35 児童養護施設の定員の見込み量 (単位:人)

種別	年度	R1 (現在)	R4 (概ね3年後)	R6 (概ね5年後)	R11 (概ね10年後)
大・中・小舎 ¹⁶		437	293	189	74
敷地内小規模GC ¹⁷		453	543	534	511
分園型小規模GC ¹⁸		8	20	63	68
地域小規模児童養護施設 ¹⁹		36	36	36	71
合計		934	892	822	724

(出典) 兵庫県少子高齢局児童課調査(令和元年8月)。

¹⁶ 大・中・小舎:大舎(一舎につき20人以上)、中舎(一舎につき13～19人)、小舎(一舎につき12人まで)が生活する施設。

¹⁷ 敷地内小規模GC:敷地内小規模グループケア。施設敷地内において6人以下の単位で小規模なグループによるケアを行うもの(本体施設定員に含む)。

¹⁸ 分園型小規模GC:分園型小規模グループケア。本体施設の敷地外において、6人以下の単位で小規模なグループによるケアを行うもの(本体施設定員に含む)。

¹⁹ 地域小規模児童養護施設 :定員6名で、本体施設とは別の独立した既存の住宅等を利用して家庭的な環境の下で養育を行うもの(本体施設定員に含まない)。

表36 乳児院の定員の見込み量

(単位:人)

種別 \ 年度	R1 (現在)	R4 (概ね3年後)	R6 (概ね5年後)	R11 (概ね10年後)
大・中・小舎	101	88	84	74
敷地内小規模G C	17	30	30	34
分園型小規模G C	0	0	0	0
地域小規模児童養護施設	0	0	0	0
合計	118	118	114	108

(出典) 兵庫県少子高齢局児童課調査(令和元年8月)。

2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 現状

- 兵庫県では、終戦当時、大量の戦災孤児を受け入れ、施設養護が社会的養育の中心を担ってきたという歴史的背景があり、乳児院が5か所、児童養護施設が20か所、母子生活支援施設が6か所設置されており、他府県と比較して充実した施設設置状況となっている。
 - 児童家庭支援センターを設置している児童養護施設は6か所、里親支援専門相談員を配置している児童養護施設は8か所、乳児院は2か所となっている。
 - 児童家庭支援センターにおいては、こども家庭センター、市町、要保護児童対策地域協議会、民生委員・児童委員、学校等各連携機関の会議や連絡会に参加し、情報交換や連絡調整を行いながら、子どもや家庭、地域住民、里親、ファミリーホームなどからの相談に24時間365日応じ、必要な助言、指導を行っている。
 - 里親支援専門相談員においては、里親家庭の新規開拓、里親委託の推進、里親家庭への訪問や電話相談、里親サロンの運営調整等を主な業務とし、里親家庭と児童養護施設の交流会や里親家庭向けの講習会なども実施している。
 - 乳児院においては、看護師を中心とした専門職を配置し、入退院を繰り返す病虚弱児に対する入院付き添い等を実施している。
 - 乳児院及び児童養護施設においては、施設が持つ専門的な知識や技術を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、地域の児童・学生グループや老人クラブ等を施設に招き入所児との座談会等を開催するなど、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児の生きがい高揚や家庭復帰、社会復帰に向けての自立意欲を高めている。
 - 乳児院及び児童養護施設においては、措置による入所児童の受入れ以外に、緊急一時保護やショートステイによる児童の受入れを随時行っており、その受入件数・人数は、増加傾向にある(表37、38、39、40)。
- * 平成30年度の乳児院における、緊急一時保護の受入件数は、年度間の変動はあるものの増加傾向にあり、ショートステイの受入件数は、平成26年度比で約2.6倍と増加している。

* 平成30年度の児童養護施設における、緊急一時保護の受入件数は、平成26年度比で約1.9倍と増加しており、ショートステイの受入件数は、地域間での相違は認められるが全体では平成26年度比で約1.8倍と増加している。

- ・ 乳児院及び児童養護施設における小規模化、地域分散化については、各施設の状況に応じて進めているところであるが、小規模グループでの子どもの支援については、職員配置を含めた支援方法の確立と職員のスキルアップが求められており、一方、地域分散化させた施設にあつては本体施設との一体的な運営方法の開発が求められている。また、支援人材の確保は最も重要な課題である。
- ・ 母子生活支援施設は、母子を分離させずに緊急一時保護やショートステイを受け入れているが、認可定員に対し実際に入所措置されている世帯数が少ないため、半数の施設に暫定定員²⁰が設定されている。
- ・ ケアニーズの非常に高い子どもへの対応を行う施設として、児童自立支援施設及び児童心理治療施設が、それぞれ1か所ずつ設置されている。児童自立支援施設、児童心理治療施設については、国から当該施設の運営等についての方向性が示される予定であるため、それを踏まえ改めてそのあり方を検討する。

表37 乳児院における緊急一時保護受入実績 (単位 件数:件、人数:人)

年度	H26		H27		H28		H29		H30		平均	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
緊急一時保護	68	70	54	54	69	76	103	112	69	71	73	77

(出典) 兵庫県少子高齢局児童課調査(令和元年8月)。

表38 児童養護施設における緊急一時保護受入実績 (単位 件数:件、人数:人)

年度 地域	H26		H27		H28		H29		H30		平均	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
阪神南 ²¹	48	64	44	58	47	60	69	84	103	118	62	77
阪神北 ²²	11	18	11	17	10	14	3	4	4	4	8	11
東播磨 ²³	20	34	13	20	14	25	28	44	33	49	22	34
中播磨 ²⁴	39	61	31	45	26	31	33	47	74	89	41	55
西播磨 ²⁵	12	17	7	10	15	27	14	17	50	67	20	28
但馬 ²⁶	4	7	4	4	6	6	6	6	5	7	5	6
丹波 ²⁷	3	3	4	5	7	8	12	15	7	9	7	8
淡路 ²⁸	15	22	10	16	10	13	10	13	8	11	11	15
合計	152	226	124	175	135	184	175	230	284	354	174	234

(出典) 一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会調査(令和元年度)。

²⁰ 暫定定員:認可定員に対し、前年度の平均在籍世帯数を基準として10%以上の開差があつた場合に設定する定員数。

²¹ 阪神南:尼崎市、西宮市、芦屋市。

²² 阪神北:伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町。

²³ 東播磨:明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町。

²⁴ 中播磨:姫路市、神河町、市川町、福崎町。

²⁵ 西播磨:相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町。

²⁶ 但馬:豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町。

²⁷ 丹波:丹波篠山市、丹波市。

²⁸ 淡路:洲本市、南あわじ市、淡路市。

表39 乳児院におけるショートステイ受入実績

(単位 件数:件、人数:人)

年度	H26		H27		H28		H29		H30		平均	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
ショートステイ	77	82	63	103	121	132	144	155	203	219	122	138

(出典) 兵庫県少子高齢局児童課調査(令和元年8月)。

表40 児童養護施設におけるショートステイ受入実績

(単位 件数:件、人数:人)

年度 地域	H26		H27		H28		H29		H30		平均	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
阪神南	67	88	55	84	58	83	70	109	73	100	65	93
阪神北	27	39	40	53	26	33	30	31	24	30	30	37
東播磨	87	116	74	99	124	160	226	283	239	320	213	283
中播磨	27	43	38	50	48	63	44	55	38	51	41	54
西播磨	11	16	8	9	13	20	19	21	24	25	16	20
但馬	11	11	8	8	12	18	12	18	11	14	11	14
丹波	6	6	7	10	3	4	4	5	11	17	6	8
淡路	2	3	6	6	3	6	1	1	2	2	4	4
合計	238	322	236	319	287	387	406	523	422	559	318	422

(出典) 一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会調査(令和元年度)。

表41 母子生活支援施設における入所実績

(単位:世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
認可定員	96	96	95	97	97
(暫定定員)	(86)	(84)	(86)	(84)	(86)
年度末在籍世帯	58	52	66	70	62
入所率	60.4%	54.2%	69.5%	72.2%	63.9%

(出典) 兵庫県母子生活支援施設協議会調査(令和元年度)。

(2) 今後の取組

① 小規模化・地域分散化

- ・ 乳児院及び児童養護施設における小規模化、地域分散化については、兵庫県の歴史的背景も鑑み、上記1で示した「施設で養育が必要な子ども数の見込み」で算定される子どもの生活の場を確保することを前提として、各施設の計画に基づく小規模化、地域分散化を推進していく。
- ・ 施設定員を減らし小規模化を進めていく過程で、空室となった居室を活用し、近年増加している一時保護やショートステイの需要に対応できる体制の整備に努める。

② 高機能化及び多機能化・機能転換

- ・ 乳児院及び児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換については、里

親委託の推進、地域支援、入所児童への心理的ケアの役割を担えるよう充実を図る必要がある。また、施設所在校区の学校と連携し、施設と地域児童等との交流の機会をさらに増加させるなど、地域住民の施設理解を高め、子どもを社会全体で育てる意識を高めていく。

- * 全施設に里親支援専門相談員の配置を進め、施設入所児童の里親委託を推進するほか、里親の新規開拓や、里親向けの研修、アフターケアとしての相談対応などを行う。
- * 地域の児童、家族を支援するため、施設で蓄積した児童の養育に関する知識・技術を活用する施設主催の研修会やイベント等を民間ボランティアに必要に応じ協力も得ながら開催する。
- * 入所児童への治療的ケアを充実するため、被虐待児や発達障害児の特性を理解し、施設として適切な支援を行うことができるよう調整する専門職としての家庭支援専門相談員、心理士、看護師等の専門職員の配置を進める。
- ・ 施設の設備として親子訓練室等の整備を行うことで、家庭復帰前の親子宿泊訓練など家庭復帰に向けた「アセスメント」や支援を拡充するとともに、里親委託を目指す候補児童の里親マッチングの場とするなど、里親委託の推進にも活用する。
- ・ 施設は、医療的ケアが必要な子どもなど、ケアニーズの高い子どもが通う学校との間で情報共有を密にし、緊密な連携を行って必要な条件整備を図る。
- ・ 特に乳児院においては、被虐待児、知的障害や発達障害のある児童等に対応するため、多職種専門職を配置し、それぞれが連携しながらケアを行い、入退院を繰り返す病虚弱児についても、看護師を中心に主治医の助言のもと、病院での付き添い等についても実施しているところであるが、さらにその取組を推進していく。
- ・ 施設が地域の相談窓口としての機能を発揮するため、市町子ども家庭総合支援拠点の整備に努めている各市町と連携した在宅支援や特定妊婦（養育トレーニング等）の支援機能を強化する。
- ・ 民間ボランティアも活用し、施設入所児童の学習を支援することにより児童の学習能力を高め確実な自立につなげる。

③ DV被害者支援施策等との連携強化

- ・ 母子生活支援施設については、母子を分離せずに支援するためのケアが提供できる施設であり、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」（平成31年4月策定）においても、母子生活支援施設の活用促進を位置付けている。
- ・ 市町（DV担当課）と子ども家庭センターは、十分に連携して、面前DVを含む虐待事例において、母子生活支援施設への母子での入所が適当と考えられる場合や児童の一時保護を行う場合、また、児童が児童福祉施設から家庭復帰する際の母子再統合に向けた支援を行う場合、さらに産前産後の母子を受け入れ、出産後も切れ目のない支援を行う場合など、様々なケースにおいて母子生活支援施設の積極的な活用を行う。

8 一時保護改革に向けた取組

平成28年改正児童福祉法の理念のもと「新しい社会的養育ビジョン」で取り上げられた取組の一つ(児童相談所の機能強化と一時保護改革)を通じて、家庭養育優先の原則と子どもの最善の利益を実現していくために、一時保護のあり方について見直していく。

1 兵庫県の現状

(1) 一時保護件数の増加

近年、一時保護件数は増加傾向にあり、特に一時保護委託件数は平成28年から29年にかけて伸び率が高くなっており、30年度、令和元年度も増加傾向にある。

①一時保護所の状況

本県では平成5年4月に中央こども家庭センターに一時保護所を統合したが、一時保護の件数増加に伴い平成14年及び15年に同センターの一時保護所の増員を行い、それ以降、定員40名で運営している。一時保護所での保護延べ日数は1万2千件ほどで高止まりしており、満床状態のために受入困難な状況が続いている。

また、平成30年度における児童人口1万人あたりの定員数を見てみると0.83であり、児童相談所設置69自治体中68番目という状況にある。

表42 一時保護の年度別延件数

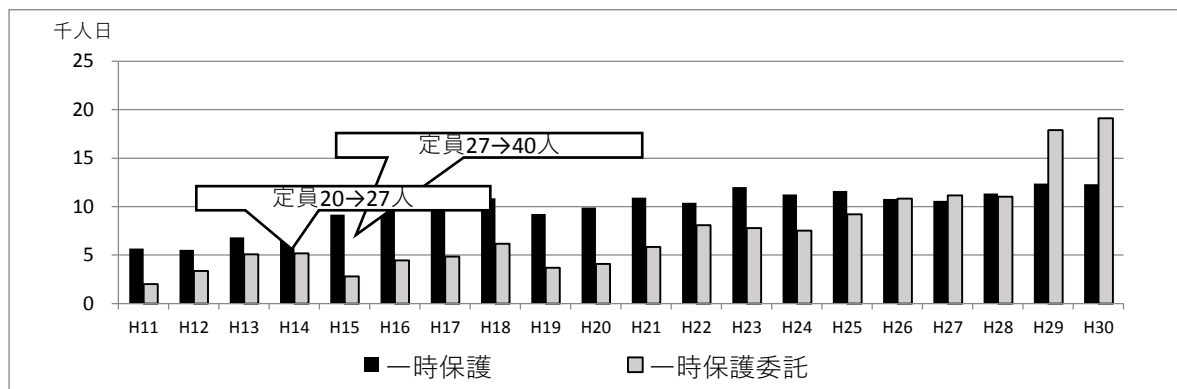


表43 一時保護所「一時保護所定員/児童人口」の他府県等(抜粋)との比較

自治体名	定員数(A) H30.4.1	児童人口(B) (単位:万人)	児童人口1万人 あたりの定員数 (A)÷(B)	自治体名	定員数(A) H30.4.1	児童人口(B) (単位:万人)	児童人口1万人 あたりの定員数 (A)÷(B)
北海道	164	38.7	4.24	大阪府	86	68.6	1.25
茨城県	30	36.4	0.82	兵庫県	40	48.2	0.83
埼玉県	120	74.6	1.61	福岡県	90	35.8	2.51
千葉県	115	64.0	1.80	神戸市	50	18.5	2.70
神奈川県	80	44.2	1.81	横須賀市	25	4.6	5.43
愛知県	78	74.0	1.05	明石市	25	3.9	6.41
京都府	44	15.1	2.91	全国計	3,059	1,595.1	1.92

※ 明石市は平成31年4月1日現在。

②一時保護委託の急増

一時保護所が常に満杯状態で新たな受入れができないために、要保護児童を児童養護施設等に一時保護委託しており、一時保護委託が急増している。

平成29年度の全国の一時保護件数のうち一時保護委託件数の割合は40.9%であるが本県においては67.1%と平均を大幅に上回り、30年度は72.9%と増加の一途をたどっている。本県は要保護児童の一時保護の7割を委託に頼っている。

表44 一時保護合計数に占める一時保護委託数の割合 (%)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全国	37.4	37.0	40.3	40.9	—
兵庫県	53.4	53.9	60.2	67.1	72.9

(2)一時保護所入所児童への専門的ケア及び体制整備について

①個人として生活ができる空間の確保

平成28年改正児童福祉法に規定する「家庭養育優先」の原則を踏まえ、家庭と同様の養育環境、あるいは、出来る限り良好な家庭的環境にあつて、児童の個別性が尊重され、子どもの状態などから個別的処遇も可能な体制が求められている。

②特別な配慮が必要な児童への支援

知的障害の診断を受けている児童や多動、感覚過敏等の発達障害の児童が同じ場所で処遇されることからトラブルなども多く、児童の対応には専門的な知識と経験が必要となる。また、子どもの状態（性加害児童、衝動性・暴力性の高い非行児童等）によって個別的処遇が必要になることがあるものの、現状では専用の個室がなく、数名定員の居室を一人で利用するなどして対応している。

③学習環境について

一時保護所の入所児童は表45のスケジュールでの日課を過ごしており、学校のカリキュラムと近い環境を用意するために学習時間・スポーツ・制作の時間も確保されている。しかし、被虐待児や非行児、発達障害児等の様々な特性を持つ入所児童の中には学習習慣等が身につけていない児童も多い。その児童それぞれの学習習熟度にあつたプリントでの学習を行っている。学習指導のために、一時保護所学習・相談指導員（非常勤嘱託員）を配置している。

表45 一時保護所の日課

【男子】

起床	朝食	学習	昼食	制作	おやつ	スポーツ	夕食	入浴	日記	就寝
7:30	8:15	9:00	12:15	13:45	14:45	16:00	17:30	18:00	20:00	21:00
	～	～	～	～	～	～	～	～		(小3以下)
	8:45	11:30	12:45	14:30	15:00	16:45	18:00	(順次)		(小4以上)

【女子】

起床	朝食	学習	昼食	スポーツ	おやつ	制作	夕食	入浴	日記	就寝
7:15	7:45	9:00	11:45	14:00	15:00	16:00	18:00	18:30	20:00	21:00
	～	～	～	～	～	～	～	～		(小3以下)
	8:15	11:30	12:15	14:45	15:15	16:45	18:30	(順次)		(小4以上)

【幼児】

起床	朝食	おやつ	設定保育	昼食	設定保育	おやつ	入浴	夕食	自由	就寝
7:00	7:45	10:00	10:10	11:45	14:00	15:00	16:00	18:00		20:00
	～	～	～	～	～	～	～	～		
	8:15	10:10	11:30	12:15	14:45	15:15	(順次)	18:30		

④子どもの権利擁護（アドボカシー）について

一時保護所に入所している児童(小学生以上)には2週間に一度、一時保護所での生活について困り事等がないかアンケートを行っている。アンケートは個別に記入できるように配慮しており、内容確認は一時保護所の管理職が行う。気になる記載があれば管理職が子どもに直接、面接等して児童の権利擁護に努めている。また、入所受入時に一人ひとりに職員が面接を行い、生活についての説明やSOSの出し方などを事前に説明している。

⑤アセスメント機能（行動診断・心理診断等）について

児童の判定・援助指針を定めるため、一時保護所においては生活指導等を通じて行動観察のうえ、行動診断を行っている。また、一時保護所に配置された児童心理司が、各センターと連携し、個別に児童と面接の上、心理検査・診断を行っている。

(3) DVを背景とする児童虐待相談について

DVを背景とする児童虐待相談受付件数も急激に増加している。これは、児童虐待防止法の平成16年改正において、子どもの目の前で配偶者等に対して暴力を振るう面前DVが児童虐待（心理的虐待）とされ、警察からこども家庭センターへの通告後、相談対応するケースが増えていることが原因と考えられる。

表46 こども家庭センターにおけるDVを背景とする相談件数

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	99	233	534	1,184	1,644

2 課題

(1) 一時保護所定員増と一時保護委託先の確保

一時保護を要する児童の数は急激に増えているにもかかわらず、現状の一時保護所の受入可能数は限界に達しており、一時保護所での保護が出来ないために一時保護委託が急増している。また、本県は児童人口に対して一時保護所の定員が極端に少なく、一時保護の多くを一時保護委託に頼っている状況である。

そのため一時保護所の定員増や一時保護委託先の開拓が喫緊の課題となっている。

(2) 個室対応の必要性

児童の権利擁護や家庭養育優先の原則を念頭においた対応と個別的処遇が必要な児童（性加害児童、衝動性・暴力性の高い非行児童等）等へ対応するために個室等の整備が必要である。

(3) 一時保護所共同設備の不足

令和元年度9月補正予算で受入児童数を増員することとなり、今後、入所する児童数に応じた一時保護所内のトイレ等の共同設備が不足することとなる。

(4) 一時保護所職員の専門性向上

児童のより安定した生活を担保するために現状の一時保護所入所児童への支援方法等の見直しを行う必要があり、それを行うためには、子どもの特性や人権に配慮した対応を行う職員の専門性の向上が必要である。

(5) 学習の保障

児童が一時保護されると、一時保護以前の学校教育との間に教科等の未学習部

分が生じてしまうことがある。また、被虐待児や非行児、発達障害児等の様々な特性を持つ入所児童の中には学習機会を提供されてこなかった児童もいる。そのような児童に対して学習を保障するため、一時保護委託先の地域の学校等との連携を含めた環境整備が必要である。

(6) 権利擁護（アドボカシー）について

児童の権利が擁護された適切な支援が行われるよう、子どもの状態や背景を踏まえ、一律に集団生活のルール等を押しつける事のない生活を保障し、LGBTや文化の違い等に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が必要である。

(7) アセスメント機能（行動診断・心理診断等）の強化について

被虐待児や非行児、発達障害児等の様々な特性を持つ児童の入所増加に対応するため、グループ分け等の方法により、今後、より一層の行動観察の充実を図り、的確に行動診断ができる環境を強化する必要がある。併せて、一時保護を委託する児童養護施設等においても、行動診断票の工夫等により、児童の行動診断が可能となる取組が求められる。また、一時保護という安全な環境下で自らの保護に至るまでの生活史等を初めて語る事もあり、聞き取る側の職員の専門性が求められる。

(8) 県女性家庭センターとの連携

こども家庭センターにおけるDVを背景とする相談件数が急増しており、児童の安全確認方法等について女性家庭センターと更なる連携強化を行う必要がある。

3 今後の取組

(1) 現状対策

- ①児童養護施設定員10%超過での一時保護委託の受入依頼。
※緊急でやむを得ない場合に認められる例外規定を活用し、一時的に定員を超過した受入れ。
- ②女性家庭センターとこども家庭センターの連携のもと、婦人保護施設での新たな一時保護委託の受入依頼。
- ③明石こどもセンターへの一時保護委託受入要請。
- ④里親や新たな一時保護委託先の開拓。
- ⑤一時保護所職員向けの研修の実施。
- ⑥一時保護所の第三者評価の実施。今後の業務に反映を検討。
- ⑦入所児童への調査実施。今後の業務に反映を検討。

(2) 緊急対策

増加する一時保護件数に緊急的に対応するために中央こども家庭センター一時保護所の居室等の改修を実施、また新たに子どもの特性や多様化するニーズに対して的確に応えるための児童指導員も増員し、定員を40名から54名に増やす。

(3) 恒久対策

- ①一時保護所のあり方検討会（仮称）の設置について
一時保護所における様々な課題についての対応を検討するために「一時保護所のあり方検討会（仮称）」を設置し、一時保護所の規模、機能、居住環境、個々の児童の能力に応じた学習の保障等について検討する。

②一時保護委託先の新規開拓

出来る限り良好な家庭的環境における一時保護の実現と不足する一時保護先の新規開拓に向けて、高機能化・多機能化した施設及び里親の更なる活用を検討する。

③権利擁護（アドボカシー）について

第三者評価、入所児童への調査を参考に、一時保護所における権利擁護のあり方について検討する。

④一時保護所職員の研修実施

神戸市、明石市の一時保護所職員との合同研修等を行い、専門性向上を目指す。また、令和元年7月に開設された全国規模の研修拠点「西日本こども研修センターあかし」への研修派遣も検討する。

⑤一時保護所の機能強化

DVを背景とする児童虐待相談件数が急激に増加していることから、女性家庭センターとの連携強化の一環として、こども家庭センターと女性家庭センターの一時保護所の連携のあり方等を検討する。

表47 一時保護改革の現状・課題・対応について

【現状】	【課題】	【対応】
一時保護件数の増加	一時保護所の定員増員、 一時保護委託先の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設定員10%超過での一時保護委託受入依頼 ・婦人保護施設での一時保護委託受入依頼 ・明石こどもセンターへの一時保護委託受入要請 ・一時保護所の定員増（40名→54名） ・一時保護所のあり方検討会（仮称）での検討（必要定員数等） ・一時保護委託先として施設・里親等の更なる活用検討
入所児童の個人として生活ができる空間の確保	個室対応の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所のあり方検討会（仮称）での検討（必要個室数等） ・第三者評価を実施の上、対応検討
特別な配慮が必要な児童への対応	個室対応の必要性 職員の専門性向上 アセスメント機能（行動診断・心理診断等）の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所のあり方検討会（仮称）での検討（必要個室数等） ・第三者評価を実施の上、対応検討 ・研修実施
学習環境について	学習の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所のあり方検討会（仮称）での検討（学習方法等） ・第三者評価を実施の上、対応検討
権利擁護（アドボカシー）	権利擁護に基づいた適切な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価を実施の上、対応検討 ・入所児童への調査実施の上、対応検討
DVを背景とする児童虐待相談の増加	女性家庭センターとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所のあり方検討会（仮称）での検討 （こども家庭センターと女性家庭センターの一時保護所の連携のあり方等）

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けている社会的養護の児童について、将来、社会の一員として着実に生活・就業を目指す観点から個々の状況に応じて必要な支援実施の検討等、社会的養護自立支援の体制について見直していく。

1 兵庫県の現状

(1) 社会的養護自立支援の現行制度

①社会的養護自立支援事業の実施

里親等への委託が解除された児童や児童養護施設等の退所児童のうち、引き続き支援が必要な児童について、原則 22 歳に達する日の年度末日まで個々の状況に応じて引き続き支援を継続。そのために支援コーディネーターの配置、居住支援、生活支援等を平成 30 年 6 月から実施。

(平成 30 年度実績(支援コーディネーター))

継続支援担当者会議：5 回、その他会議：4 回、自立支援セミナー開催：2 回

②身元保証人確保対策事業の実施

里親委託や児童養護施設等に入所している児童が社会的に自立した生活を行う場合に、親等による保証人が得られず、施設長などが保証人となり、賠償責任を被った場合に補填する損害保険の経費に補助を行うことにより、保証人の確保を推進。

表 48 身元保証人確保対策事業の実績

年度	就職時身元保証	賃貸住宅等連帯保証	進学時身元保証
平成 28 年度	3 件	3 件	—
平成 29 年度	4 件	5 件	1 件
平成 30 年度	5 件	7 件	1 件

③児童養護施設退所者等への自立支援資金の貸付

児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者及び児童養護施設等入所中又は里親等への委託中の者に対して、円滑な自立を支援するため、県社会福祉協議会において生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費を無利子で貸付。

表 49 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の貸付対象者等

貸付種類	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
貸付対象者	施設等退所者又は里親等委託解除された者		施設等入所中又は里親等委託中の者
	①大学等在学者	①大学等在学者 ②就職している者	③資格取得希望者
貸付期間	大学等在学期間	①大学等在学期間 ②最長 2 年	
貸付額	月額 5 万円	家賃相当額(生活保護住宅扶助額を上限)	25 万円以内
返還免除条件	①大学等卒業後 1 年以内に就職し、かつ、5 年間就業を継続すること。 ② 5 年間就業を継続すること。		③ 2 年間就業を継続すること。
貸付実績	7 件	10 件	8 件

※ 貸付実績は、平成 28 年度から平成 30 年度末までの累計。

④児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）への支援

児童養護施設等を退所した義務教育終了後の自立を目指す児童を援助する自立援助ホームの運営を支援。また、平成29年度からは、自立援助ホームに入所中で大学等就学中の20歳から22歳の年度末までの間にある者を継続して自立援助ホームでの支援が実施できることとなった。設置数：県所管4か所

⑤児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト事業

社会的養護の元で育った子ども達のために、ふるさとひょうご寄付金を活用し、児童養護施設等を退所した後、大学に進学する子ども達の資金や高校生の就業支援（インターンシップ等参加費）の一部を助成する。平成30年度は134名が企業のインターンシップに参加、25名の大学等進学を支援。

(2) 児童養護施設退所者の実態について

児童養護施設退所者を対象とした実態調査では、施設退所後にまず困ったこととして、「孤立感、孤独感」(35.71%)、「身近な相談相手・相談窓口（がないこと）」(27.38%)、「職場での人間関係」(22.62%)が上位を占めている。

また、望ましい支援としては、「生活相談、仕事相談、対人関係の相談等、相談全般の窓口」55.95%、「施設等からの精神的な支援」34.52%、「就職や進学への経済的支援」30.95%となっており、人とのつながりや、精神的なことを含めた身近な相談窓口を望む声が多い。

さらに、進学した者28名のうち、中途退学した者が6名(21.43%)おり、その理由としては、「心身のストレス、病気」3名、「アルバイト等との両立ができなかった」3名、「学生間、教師等との人間関係」2名と続き、進学後の生活を支えるには、相談相手などの精神的支援と、奨学金等の経済的支援が重要である。

【参考】平成26年度児童養護施設退所者実態調査報告書（兵庫県児童養護連絡協議会）から抜粋

① 施設退所後に「まず困ったこと」（複数回答可）（対象84名）

①孤立感、孤独感	30名	35.71%
②身近な相談相手・相談窓口	23名	27.38%
③職場での人間関係	19名	22.62%
④金銭管理	18名	21.43%
⑤健康保険や年金等の加入の仕方	18名	21.43%
⑥住民票や戸籍の手続き	16名	19.05%
⑦電気、ガス、水道、電話等の契約に関する手続き	16名	19.05%
⑧生活費	14名	16.67%
⑨炊事	14名	16.67%
⑩保健医療の知識、病院の利用の仕方	13名	15.48%
⑪大家さんや近隣等との人間関係	9名	10.71%
⑫住居の探し方や契約の仕方	7名	8.33%
⑬その他	8名	9.52%
無回答	15名	17.86%

②施設退所前後にはどのような支援が望ましいか（複数回答可）（対象84名）

①生活相談、仕事相談、対人関係の相談等、相談全般の窓口	47名	55.95%
②施設等からの精神的な支援	29名	34.52%
③就職や進学への経済的支援	26名	30.95%
④食事等生活全般の支援	14名	16.67%
⑤その他	4名	4.76%
無回答	4名	4.76%

③進学した学校に現在も在籍（あるいは卒業）しているか（対象 28 名）

①続けて在籍		②卒業した		③中途退学した	
12 名	42.86%	10 名	35.71%	6 名	21.43%

中退理由（主なものを 2 つまで）（対象 6 名）

①心身のストレス、病気	3 名	50%
②アルバイト等との両立ができなかった	3 名	50%
③学生間、教師等との人間関係	2 名	33.33%
④学科などの内容やレベルが合わなかった	1 名	16.67%
⑤学費等の負担が大きかった	1 名	16.67%
無回答	1 名	16.67%

2 課題

（1）自立に向けた準備への支援

社会的養護から自立した児童は、生活のほとんどを自己管理することが求められ、自立に向けたイメージを児童自身が持つことも難しい。児童自身が自立する前から自立後の実情に沿ったイメージを持ち、スムーズに自立できるような支援を行う仕組みが必要である。

また、奨学金などの児童の自立に向けた有益な情報をワンストップサービスとして得られる仕組みがない。

（2）退所後の支援

- ① 社会的養護から自立し、仕事や家庭生活等で困ったことがあった時に施設等のアフターケアとして相談等ができる仕組みとなっているが、入所時の担当者が退職していたり、相談しにくい内容であったりすると、相談できない児童もいる。

平成 26 年度の児童養護施設退所者の実態調査でも精神的な支援や経済的な支援等が望まれており、退所後の相談場所の設置が必要である。

- ② 児童養護施設を退所した児童のその後を追った実態調査が平成 26 年度以降、実施されておらず、直近の退所児童の実態把握ができていない。世間の動向が目まぐるしく変化する状況の中で社会的養護の児童への自立支援を適切に行うために、実態把握を行う必要がある。

3 今後の取組

（1）自立に向けた準備への支援について

中学や高校在学中の社会的養護の児童に対して自立した先輩が社会で必要な身近な制度や体験談等について語ったり、交流したりすることができる場を設け、児童が自立についての実際のイメージを持つことができるような支援を検討する。

また、自立に向けた選択肢を広げていくために奨学金等の児童の自立に向けた有益な情報を集約し、ワンストップサービスとして発信・相談できる仕組みを検討する。

（2）退所後の相談場所について

社会的養護から自立した児童に対するアフターケア機能に加えて、自立した児童の情報共有や拠り所となるような交流の場を設け、社会生活での疑問、仕事や

人間関係の悩みなどを共有し互いに支え合っていく仕組みと、悩み事の中でも支援機関での支援や社会資源の利用が必要であればソーシャルワーク的な相談を受け付けることができる仕組みを検討する。

(3) 退所後の実態把握及び交流の仕組みづくりについて

児童養護施設を退所した児童の実態を把握し、ニーズに則した児童の自立に向けた支援方法を検討・実施するために退所児童に対して定期的にアンケート等の実態調査を行うとともに、SNS等を活用して、つながりを継続できるような仕組みを検討する。

(4) 退所後のアフターケアを担う職員（自立支援担当職員）の施設への配置について

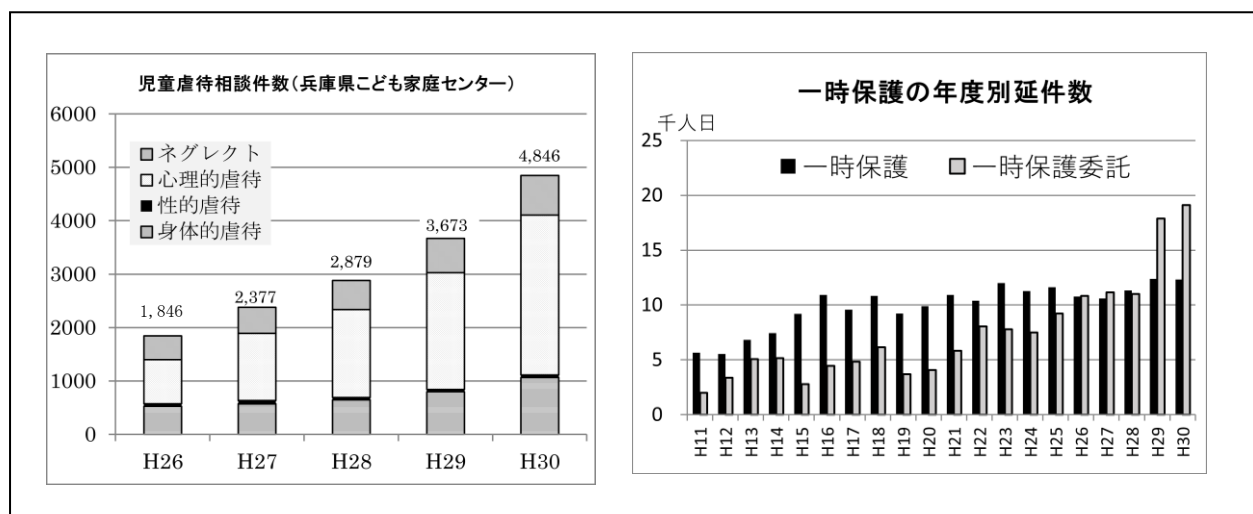
児童養護施設等に、退所前後の自立に向けた支援の充実を図るため、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員の配置を検討する。

10 児童相談所の強化等に向けた取組

増加の一途をたどる児童虐待相談や急増する一時保護に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの人材確保や資質の向上を図るとともに、一時保護所の受入れを強化する等、こども家庭センターの体制強化が急務となっている。

また、児童虐待に迅速、的確に対応するため、中核市の児童相談所や子ども家庭総合支援拠点設置を支援し、市町の体制強化を図る必要がある。

さらに、子どもの前で配偶者等に暴力を振るう面前DVが、児童虐待（心理的虐待）として認識され、警察からこども家庭センターへの通告後、相談対応するケースが増えており、配偶者暴力相談支援センター等と連携したDV対策の強化が求められている。



1 こども家庭センターの体制強化の推移

県では、「兵庫県児童虐待防止委員会」における児童虐待重傷事案等の検証を踏まえ、これまで順次こども家庭センターの体制強化を図ってきたところである。

こうした経緯も踏まえ、今後のこども家庭センターの強化に向けた取組を検討する。

■尼崎事案（平成13年12月提言）

- ・H14～「児童福祉司専門職」を採用。
- ・H14～「児童虐待24時間ホットライン」を設置し、24時間365日虐待相談・通告に対応できる体制を整備。

■伊丹事案（平成21年2月提言）

- ・H21～保護した子どもの家庭復帰の適否等を評価・助言する第三者機関として、弁護士、医師、学識者等による「家庭復帰等評価委員会」を県独自に各こども家庭センターに設置。
- ・H21～「安全確認指導員」（警察官OB）を各こども家庭センターに配置。

■三田事案（平成22年9月提言）

- ・H22～児童虐待等の困難ケースに関して、助言指導や職員の資質向上のための研修会等を行う「児童虐待等対応専門アドバイザー」（弁護士、医師、学識経験者等）を市町へ派遣。

■加古川及び姫路事案（平成 28 年 7 月提言）

- ・H29～「児童虐待防止医療ネットワーク事業」により、医療機関における児童虐待対応のネットワーク作りを実施。

■姫路事案（平成 30 年 3 月提言）

- ・H30～特定妊婦等に対して、乳児院が個別養育支援計画の作成や指導を行う「乳児院における児童虐待対応強化事業」を実施。

2 県における人材確保・育成等に向けた取組

（1）現状

- ・県内には、5か所のこども家庭センター（中央、西宮、川西、姫路、豊岡）が設置されている。（神戸市及び明石市を除く。）[参考1参照]
- ・県では、職員のスキルアップを図るため、「児童福祉司任用前講習会」、「児童福祉司任用後研修」のほか、新任・中堅・スーパーバイザーの階層別の研修やテーマ別研修を実施している。[参考2参照]
- ・職員に対する暴行等危険が危惧される一時保護や家庭復帰後の子どもの安全を確保するため、児童虐待事案に係る「県と県警の連携に関する協定」を締結（H25年9月）しているほか、子どもの安全確保や保護者対応が困難な相談に適切に対応するため、「安全確認指導員」（警察官OB）を各こども家庭センターに配置している。
- ・こども家庭センター職員とこども家庭センターの管轄市町を所管する警察署員がセンター毎に合同研修を行っているほか、県医師会と連携し、医療機関での受診や学校等での健診時に児童虐待を早期に発見し市町等へ通報ができるよう、医師、養護教諭、保育士等を対象にした研修を実施している。
- ・医療機関では、虐待を疑わせる児童の受診も多いことから、中核的な医療機関を中心とした児童虐待対応の医療ネットワークを構築している。
- ・兵庫県DV防止・被害者保護計画に基づき、県では市町における配偶者暴力相談支援センターの設置促進に取り組んでおり、現在、県のほか全41市町のうち16市町で配偶者暴力相談支援センターが設置されている。

（国の動向）

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。以下「新プラン」という。）において、次のとおり児童福祉司の配置標準を見直した上で、平成29年度の約3,240人から令和4年度までに全国で2,020人程度増員することとした。

- ・児童相談所の管轄区域の人口4万人に対して1人から3万人に対して1人に見直す
- ・里親養育支援児童福祉司を各児童相談所に配置
- ・市町村支援児童福祉司を都道府県の管内30市町村につき1人（指定都市は1人）配置

新プランを踏まえ、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）を一部改正（平成31年4月1日施行）し、児童福祉司の配置標準について見直しを行った。当該配置標準については、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間、経過措置

として改正前の配置標準とすることが認められている。

(2) 課題

- ・令和元年の児童福祉法改正等を踏まえ、児童福祉司や児童心理司などの計画的な採用、配置が必要である。
- ・急増する児童虐待相談に迅速に対応するため、こども家庭センターの所管区域について見直しを図ることが必要である。
- ・職員の増員に伴い、執務室や相談室といった庁舎の改修が必要である。
- ・急増する虐待相談の対応にあたり、職員の専門性の確保、資質の向上が課題である。
- ・児童虐待の防止等に関する法律の改正により、児童の一時保護等を行った児童福祉司等以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせる等、介入機能と保護者への支援機能の分離を行う必要がある。(令和2年4月1日施行)
- ・深刻化、複雑化している児童虐待対応にあたっては、現状を踏まえ、これまで以上に警察や医療機関との緊密な連携が重要である。
- ・こども家庭センターと配偶者暴力相談支援センター等との連携協力によるDV対策の強化が求められている。
- ・児童の処遇決定を行うためには、児童の生育歴や家族史等の聞き取りを行った上で問題構造のアセスメントを実施する必要があり、ケースワーカーのアセスメント実施の専門性を向上させることが求められている。

(3) 今後の取組

- ・児童福祉法施行令の一部改正による配置標準見直しにより、児童福祉司については、令和4年度までには新たに追加配置(平成31年4月:99人)が必要となるため、計画的な採用、配置を進める。児童心理司については、児童福祉司の1/2程度の計画的な採用、配置を進める。
- ・引き続き、各こども家庭センターに医師及び保健師を配置するとともに、弁護士を定期的に配置する。
- ・北播磨及び阪神地域におけるこども家庭センター新設に向けた準備・検討を行う。
- ・児童福祉司等の職員増員に伴い、執務スペースが不足することから、庁舎の計画的な改修を行っていく。
- ・児童福祉法で受講が義務付けられている研修のほか、職員の経験年数に応じた階層別研修や時宜に応じたテーマ別研修など系統的・体系的な職員研修を実施するとともに、明石市に開設された「西日本こども研修センターあかし」等の他機関が実施する高度で専門的な研修にも積極的に職員を派遣するなど、職員の一層の専門性向上を図っていく。
- ・介入と保護者支援の機能分化により、躊躇なく児童の一時保護等を行い、ケースワーカーの充実を図り保護者への支援を効果的に行うことで、家族の再統合に向けた支援を推進する。また、一時保護に至らないよう在宅支援を充実させることが重要であることから、市町の子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。
- ・児童虐待対応の医療ネットワークを充実し、医療機関における児童虐待対応の専門性向上を図る。

- ・こども家庭センター職員と県警や県・市町のDV相談担当者との合同研修を実施するなど、DV対策の強化を図る。

3 中核市の児童相談所設置等に向けた取組

(1) 現状

- ・県内には4つの中核市（姫路市、尼崎市、西宮市、明石市）があり、うち明石市については、すでに児童相談所を設置している。

(国の動向)

令和元年の児童福祉法改正では、児童相談所の体制強化や関係機関間の連携強化とともに、児童相談所の設置促進策として、次の規定が設けられ、中核市が児童相談所を設置することができるよう、必要な支援措置を講ずることとされた。

【児童相談所の設置促進】

1 児童相談所の管轄区域の策定基準（令和5年4月1日施行）

児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。こと。（児童福祉法第12条第2項）

2 中核市及び特別区に対する児童相談所の設置支援（令和2年4月1日施行）

- ①政府は、改正法の施行後5年間を目途として、児童相談所及び一時保護所の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第7条第6項）
- ②政府は、①の支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。こと。（改正法附則第7条第7項）
- ③政府は、改正法の施行後5年を目途として、①の支援その他必要な措置の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待をめぐる状況等を勘案し、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第7条第8項）

(2) 課題

- ・中核市が児童相談所を設置するには、十分な財政措置や専門職の育成、確保にかかる支援の充実が不可欠である。
- ・中核市に児童相談所の業務を引き継ぐにあたっては、明石市の際と同様に、県と中核市によるワーキング会議の設置やこども家庭センターにおける中核市の派遣職員の受入れなど、丁寧な支援が必要である。

(3) 今後の取組

- ・市町職員のスキルアップを図り人材育成に資するため、こども家庭センターにおいて、中核市職員をはじめとする市町職員を研修生として、短期・長期を含め柔軟な受入れを行っていく。
- ・国に対して、中核市の児童相談所設置の義務化について働きかけていくとともに、必要な財政措置を求めていく。

組織及び管内状況

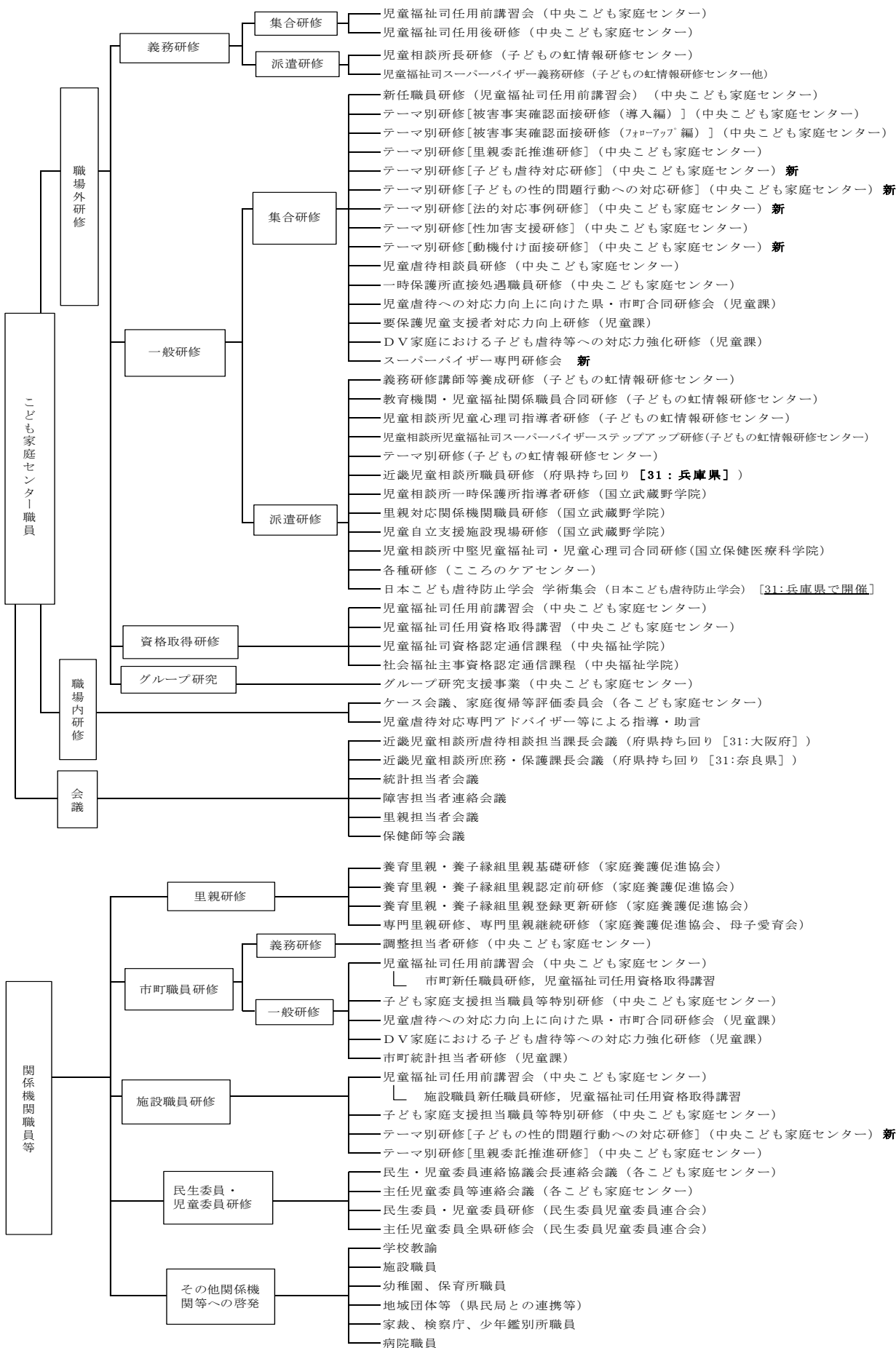
(平成31年4月1日現在)

区分	中央こども家庭センター	西宮こども家庭センター		
組織	<p>こども総括監 所長(こども総括監兼務)</p> <p>副所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務企画課 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1人(副所長兼務) 企画指導専門員 1人 児童福祉司 1人 庶務 3人 庁舎管理事務 3人(非常勤) 児童福祉事務 1人(非常勤) 児童虐待相談員 4人(非常勤) 庶務・用務 1人(非常勤) 県政推進事務員 2人(非常勤) 家庭支援課 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1人(児童福祉司) 児童福祉専門員 2人(児童福祉司) 児童福祉司 8人 相談調査員 1人 保健師 1人(児童福祉司) 医務(精神科医) 3人(非常勤) 親子関係支援員 1人(非常勤) 安全確認指導員 1人(非常勤) 要保護児童対策指導員 1人(非常勤) 家庭養護推進員 1人(非常勤) 関係機関連携強化支援員 1人(非常勤) 育成支援課 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1人(児童福祉司) 児童福祉司 1人 相談調査員 1人 児童心理司 5人 心理判定事務 4人(非常勤) 洲本分室 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1人(児童福祉司) 児童福祉司 2人 児童心理司 1人 医務(精神科医) 1人(非常勤)(再掲) 心理判定事務 1人(非常勤) <p>計 58人(臨時職員、非常勤を除く。)</p>	<p>保護第1課 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1人(副所長兼務・児童福祉司) 児童心理司 1人 児童指導員 7人 保育士 4人 児童指導員 2人(臨時職員) 一時保護事務 2人(非常勤) 心理判定事務 1人(非常勤) 一時保護学習相談指導員 2人(非常勤) </p> <p>保護第2課 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1人(児童福祉司) 児童指導員 6人 保育士 4人 看護師 2人 児童指導員 2人(臨時職員) 医務(小児科医) 1人(非常勤) 一時保護事務 2人(非常勤) 一時保護夜間専門員 4人(非常勤) </p>		
	<p>総務課 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1人(副所長兼務) 庶務 2人 庶務・用務 1人(非常勤) </p> <p>家庭支援課 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1人(児童福祉司) 児童福祉専門員 2人(児童福祉司) 児童相談専門員 1人(児童福祉司) 児童福祉司 14人 相談調査員 2人(研修生) 保健師 1人(児童福祉司) 医務(精神科医) 1人(非常勤) 医務(小児科医) 1人(非常勤) 安全確認指導員 1人(非常勤) 要保護児童対策指導員 2人(非常勤) 家庭養護推進員 1人(非常勤) 関係機関連携強化支援員 1人(非常勤) </p> <p>育成支援課 <ul style="list-style-type: none"> 所長補佐兼課長 1人(児童福祉司) 児童福祉司 4人 児童心理司 4人 心理判定事務 6人(非常勤) 親子関係支援員 1人(非常勤) </p>	<p>計 34人(非常勤を除く。)</p>		
管轄区域	洲本市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、多可町、稲美町、播磨町	尼崎市、西宮市、芦屋市		
管内状況	総人口(推計)	809,950人	総人口(推計)	1,032,168人
	児童人口	134,107人	児童人口	157,406人
	認定こども園数	101所	認定こども園数	43所
	保育所数	84所	保育所数	149所
	幼稚園数	50園	幼稚園数	94園
	小学校数	145校	小学校数	93校
	中学校数	67校	中学校数	51校
	高等学校数	31校	高等学校数	33校
	特別支援学校数	8校	特別支援学校数	5校
	児童委員数	1,715人	児童委員数	1,536人
	主任児童委員数	104人	主任児童委員数	68人

(注1) 組織は、令和元年6月1日現在の状況による。
(注2) 児童人口は、平成27年国勢調査による。
(注3) 学校数は、分校及び全日制に併置した定時制・通信制・休校(園)は含まない。
(注4) 中等教育学校は、中学校及び高等学校にそれぞれ1校とした。
(注5) 児童委員・主任児童委員数は定数。

区分	川西こども家庭センター	姫路こども家庭センター	豊岡こども家庭センター			
組織	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1人(副所長兼務) 庶務 2人 庶務・用務 1人(非常勤) 家庭支援課 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1人(児童福祉司) 児童福祉専門員 2人(児童福祉司) 児童福祉司 9人 保健師 1人(児童福祉司) 医務(精神科医) 1人(非常勤) 医務(小児科医) 2人(非常勤) 安全確認指導員 1人(非常勤) 要保護児童対策指導員 1人(非常勤) 家庭養護推進員 1人(非常勤) 関係機関連携強化支援員 1人(非常勤) 育成支援課 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1人(児童福祉司) 児童福祉司 2人 児童心理司 4人 親子関係支援員 1人(非常勤) 心理判定事務 3人(非常勤) 丹波分室 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1人(児童福祉司) 児童福祉司 1人 児童心理司 1人 医務(小児科医) 1人(非常勤) 心理判定事務 1人(非常勤) 県政推進事務員 1人(非常勤) <p style="text-align: center;">計 27人(非常勤を除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1人(副所長兼務) 庶務 2人 庶務・用務 1人(非常勤) 家庭支援課 <ul style="list-style-type: none"> 所長補佐兼課長 1人(児童福祉司) 児童福祉専門員 2人(児童福祉司) 児童福祉司 10人 保健師 1人(児童福祉司) 相談調査員 1人 医務(精神科医) 2人(非常勤) 親子関係支援員 1人(非常勤) 安全確認指導員 1人(非常勤) 要保護児童対策指導員 1人(非常勤) 家庭養護推進員 1人(非常勤) 関係機関連携強化支援員 1人(非常勤) 育成支援課 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1人(児童福祉司) 児童福祉司 3人 児童心理司 4人 心理判定事務 5人(非常勤) <p style="text-align: center;">計 27人(非常勤を除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 <ul style="list-style-type: none"> 課長 1人(副所長兼務) 庶務 2人 庶務・用務 1人(非常勤) 家庭・育成支援課 <ul style="list-style-type: none"> 所長補佐兼課長 1人(児童福祉司) 児童福祉専門員 1人(児童福祉司) 児童福祉司 3人 児童心理司 3人 保健師 1人 医務(精神科医) 1人(非常勤) 親子関係支援員 1人(非常勤) 安全確認指導員 1人(非常勤) 家庭養護推進員 1人(非常勤) 関係機関連携強化支援員 1人(非常勤) 心理判定事務 1人(非常勤) <p style="text-align: center;">計 13人(非常勤を除く。)</p>			
	管轄区域	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町		
管内状況	総人口(推計)	820,044人	総人口(推計)	822,036人	総人口(推計)	160,951人
	児童人口	136,268人	児童人口	141,245人	児童人口	26,474人
	認定こども園数	49所	認定こども園数	111所	認定こども園数	40所
	保育所数	86所	保育所数	83所	保育所数	17所
	幼稚園数	96園	幼稚園数	86園	幼稚園数	20園
	小学校数	122校	小学校数	143校	小学校数	63校
	中学校数	53校	中学校数	74校	中学校数	25校
	高等学校数	27校	高等学校数	37校	高等学校数	13校
	特別支援学校数	10校	特別支援学校数	7校	特別支援学校数	3校
	児童委員数	1,306人	児童委員数	737人	児童委員数	548人
主任児童委員数	76人	主任児童委員数	44人	主任児童委員数	39人	

平成31年度こども家庭センター職員等研修体系



「兵庫県社会的養育推進計画改定作業部会」委員・外部有識者名簿

		団体	役職	氏名
1	委員	甲南大学文学部	教授	森 茂起
2		兵庫県民生委員児童委員連合会	会長	亀田 龍昇
3		(公社) 兵庫県保育協会	会長	小林 公正
4		(一社) 兵庫県児童養護連絡協議会	会長	藤本 政則
5		(公財) 兵庫県青少年本部	理事長	梅谷 順子
6		兵庫県経営者協会	専務理事	林 直樹
7		(株) 神戸新聞社編集局	局長	西海 恵都子
8	外部有識者	兵庫県乳児院連盟	会長	八木 健
9		兵庫県母子生活支援施設協議会	会長	紺谷 宏志
10		兵庫県里親会連合会	会長	阪本 芳道
11		(公社) 家庭養護促進協会	事務局長	橋本 明